

研究

小城藩医の医学稽古

青木歳幸

はじめに

江戸時代、地方医師はどのように輩出し、医学の学術水準を維持し、地域医療に従事していたのだろうか。竹下喜久男氏は、師弟の人間関係が時間の経過により順次継承され、地域的広がりをもっていくかという問題は近世の学問の展開を考える上で見逃すことができないとして、京都山脇家の門人帳を事例として、元禄・享保期の京都医学が、緩やかであるが、地方の町医・在村医の出身者に及んでいく状況を明らかにした^①。また、海原亮氏は幕末期の越前国府中の漢方医皆川家を事例として、京都新宮家での蘭方修業の過程と医学館創設との関わりを明らかにした^②。

佐賀大学附属図書館には、佐賀藩の支藩小城藩史料が「小城鍋島文庫」として所蔵されている。佐賀大学地域学歴史文化研究センターでは小城鍋島文庫の整理を担当し、このほど『小城藩日記』にみる近世佐賀医学・洋学史料（前編^③）を刊行した。天和二年（一六八二）から文政八年（一八二五）までの現存「小城藩日記」から、医学・洋学・長崎警備史料を抄出したものである。さらに二〇〇九年度に同史料集後編を刊行予定である。

「小城藩日記」の史料整理・翻刻作業をもとに、医業稽古及び関連史料を、年代順に八二例抄出し、表一に事項をまとめ、本文においても番号を

つけて表示した。本稿では、それらの史料から小城藩における一七世紀後半から幕末期までの医業稽古の特徴、小城藩への西洋医学の浸透、小城藩本藩佐賀藩医学校好生館の西洋医学研修について検討する。なお、本文引用史料は、とくに注記しない限り、「小城藩日記」からの引用である。

一、小城藩にみる医学稽古の特徴

（１）小城藩の医学稽古に関する初見史料は、宝永七年（一七一〇）三月一日記事の藩医牟田素友の京都医学稽古願であった。

一牟田素友事、為医学京都罷登り度由申候、右は我々親類ニ而無疎趣ニ御座候条、往来三年之御切手被仰請可被下候、向々ニ而何様之能キ仕合御座候共居住不仕年限無相違罷帰御切手返上仕候様ニ堅可申付候、若緩之儀御座候半は、我々落度ニ可被仰付候、為後日如件

牟田素友は、京都へ医学稽古のために三年の通行切手を願い出ている。藩外に出るにあたっては、通行切手が必要であった。

（２）同年に、藩医石丸宗順も京都へ五カ年の医学稽古と暇願を出している。が、（１）、（２）とも費用の記載はないので、自費か藩費によるかは確

表1 小城藩の医学稽古一覧（一は未記載を示す）

番号	記事年	西暦	稽古者	稽古先	師匠	年限	費用・記事
1	宝永7	1710	牟田素友	京都	—	3	医学
2	宝永7	1710	石丸宗順	京都	—	5	医学稽古
3	宝暦7	1757	宮崎久悦	京都	—	5	1ヵ年に銀100目、残り200目は江戸詰並の出来で、不足は自前
4	宝暦7	1757	牟田玄益	長崎	—	—	渡し米、外治稽古
5	宝暦8	1758	相良柳碩帰着	長崎	—	—	外療稽古
6	宝暦8	1758	佐野順哲	佐賀	横尾長軒	3	奉公前並出米
7	宝暦8	1758	菊池宗益	佐賀	—	—	3ヵ年延長願
8	宝暦8	1758	佐野春庵	京都	—	5	毎年銀500目
9	明和2	1765	川久保順省	江戸	山田玄沢	—	医学稽古
10	明和2	1765	福智亭元倅	佐賀	佐野忠庵	—	大儀料年銀200目
11	明和2	1765	佐野芳庵	江戸	—	—	毎年銀300目、当暮れから毎年銀10枚ずつに減額
12	明和3	1766	渋谷包順倅	小城	村田元悦	3	米3石
13	安永2	1773	山田玄寿	江戸	—	5	一人兵糧
14	安永2	1773	布上玄格	佐賀	山田玄寿	—	稽古料米6斗
15	安永8	1779	松隈意仙	江戸	—	—	一人分兵糧
16	寛政元	1789	牟田玄益	佐賀	富永玄民	—	—
17	寛政3	1791	川久保順庵倅順悦	江戸	—	—	—
18	寛政3	1791	菊池宗垣倅玄達	江戸	—	3	—
19	寛政3	1791	牟田玄益倅素友	佐賀	—	—	稽古料召し上げにつき再度合力願
20	寛政5	1793	菊池宗垣倅玄達	京都	—	3	江戸終了後京都へ稽古願
21	寛政5	1793	川久保順庵隨身林文民	小城	川久保順庵	—	隨身中2人扶持支給
22	寛政7	1795	菊池玄達	京都	—	2	京都で寛政5年から3ヵ年に加えて2年延長願
23	寛政9	1797	佐野泰庵倅文仲	福岡	亀井道載	—	1ヶ月に正銀15匁
24	寛政9	1797	佐野泰庵倅文仲	福岡	亀井道載	—	総髪願
25	寛政9	1797	馬渡元民	京都	—	5	在京中1ヵ年のうち1ヶ月正銀30匁以上支給
26	寛政11	1799	佐野泰安倅大圭	京都・福岡	京都柳安宅	7	一孤兵糧願
27	寛政11	1799	佐野大圭・馬渡元民	京都	—	—	一孤兵糧、佐野大圭は寛政12正月より金2部づつ、馬渡元民、同正月より金3部づつ
28	寛政11	1799	中島祐玄	小城・長崎	北嶋祐伯・吉雄幸作	—	寛政9年以来北嶋祐伯へ隨身
29	寛政13	1801	持永藤九郎弟春園	佐賀・江戸	佐賀太田周軒、江戸	2	太田周軒江戸参府隨身
30	享和元	1801	馬渡元民	京都	—	—	帰着
31	文化3	1806	原口宗益倅宗沢	江戸	—	—	父宗益江戸参府隨身
32	文化3	1806	村田順哲	長崎	中島雄甫	3	正銀500目、1ヶ月に金3歩
33	文化3	1806	京都沢村元碩	小城	佐野泰庵	—	佐野泰庵宅へ修業
34	文化6	1809	北島養伯倅忠順	京都	—	—	一孤兵糧、京都修業願
35	文化6	1809	北島養伯倅忠順	京都	—	3	1ヶ月に金3歩宛
36	文化7	1810	村田順哲出奔	長崎	—	—	出奔につき、探索願、実父入牢
37	文化7	1810	松隈意仙	佐賀	松隈随祐	3	稽古料1年に銀2両
38	文化12	1815	林文民	長崎	吉雄元策	250日	阿蘭陀流稽古
39	文化13	1815	村田淳伯	京都	山本静達	5	京都烏丸屋敷で付状をもらうこと
40	文化13	1816	佐野賢良弟子嘉村玄策	京都	山本静達	—	京都烏丸屋敷で点合、付状取り、年限内帰参約束
41	文化14	1817	牟田素友倅素益	佐賀	佐野儒仙	3	時節柄、稽古料米3石、3ヵ年
42	文化14	1817	川久保俊栄倅俊台	江戸	(天野道順)	3	俊栄江戸参府隨身、一孤兵糧願うも叶わず、自力覚悟、ほかの稽古人許可の際は一孤兵糧願
43	文政3	1820	川久保俊台帰着	江戸	(天野道順)	—	帰着
44	文政4	1821	石井孫右衛門倅祐順	江戸	仙台藩医桑原隆長	3	原口宗興も桑原門、自身覚悟
45	文政4	1821	香田利兵衛二男章蔵	江戸	中川法印	—	虚弱故医学稽古
46	文政5	1822	石井祐順帰着	江戸	—	—	帰着
47	文政5	1822	原口宗興帰着	江戸	—	—	帰着
48	文政5	1822	山田救安	尾張名古屋	浅井頼母	5	路次入用其外自分覚悟
49	文政5	1822	布上恕斎	岐阜(三河西尾)	平井周禎(平井海蔵)	5	路次入用自分覚悟、半兵糧、平井海蔵長崎修業のため隨身
50	文政5	1822	辻良栄	小城	原口宗益	—	内治稽古
51	文政6	1823	山田救安	尾張	浅井頼母	—	半兵糧プラス2朱、都合2部(分)貸与
52	文政6	1823	辻良栄	江戸	原口宗益従者	—	医学稽古
53	文政6	1823	松本俊碩	大坂	—	—	医学稽古
54	文政7	1824	前田三省	京都	山本静達	—	遊学、医術未熟
55	文政7	1824	布上恕斎	長崎	平井海蔵へ隨身	4	兵糧は大坂屋敷より拝領
56	文政7	1824	山田救安	江戸	—	2	鍼灸稽古
57	天保2	1831	江島清八郎弟宗達	長崎・京都	高良斎	5	手前覚悟
58	天保2	1831	東島市之助養子順碩	—	—	—	養子相続、一代医願
59	天保4	1833	相良柳沢	江戸	—	—	父四兵衛の江戸出府同行
60	天保4	1833	宮崎救民倅元益	京都	小石元瑞	5+3	一孤兵糧、修業延長願
61	天保5	1834	中島需斎	佐賀	島本良順	3	一孤兵糧、米1石8斗、外科道稽古
62	天保6	1835	佐野文仲	佐賀・江戸	福智道林隨身	1	稽古中、自分覚悟
63	天保7	1836	堤柳翠	江戸	伊東玄朴	5	師島本良順の勧めで江戸修業
64	天保7	1836	本庄新八郎	長崎	橋本栄斎	1	往來路費手前整え、病身、医学稽古
65	天保7	1836	松隈亭安帰着	長崎	松隈甫安	—	松隈甫安出崎に随従
66	天保8	1837	佐野文仲	佐賀・江戸	福地道林	—	佐賀藩医福地道林江戸出府に随行
67	天保8	1837	松隈亭安	佐賀・江戸	松隈甫安	—	佐賀藩医松隈甫安江戸出府に随行
68	天保9	1838	原口養虎	江戸	仙台藩医桑原隆碩	4	親養碩とともに江戸出府
69	天保9	1838	宮崎寿斎倅元益	江戸	—	—	江戸修業中の元益を寿斎病氣に付き、呼び戻し願
70	天保9	1838	宮崎元益帰着	江戸	—	—	閏4月14日帰着
71	天保9	1838	松隈甫安	京都	眼科・本道寺島榮作	5	一孤兵糧願、眼科本道稽古
72	天保11	1840	佐野文仲	京都	山本静達	—	—
73	天保11	1840	村岡慶蔵	長崎	三原寿三	350日	長崎再遊
74	嘉永3	1850	藤島清左衛門弟養哲	江戸	竹内玄道(ママ)	3	3ヵ年延長願
75	嘉永3	1850	水町玄道	江戸	伊東玄朴	—	玄朴門人のまま三人扶持、一代医
76	安政4	1857	水町玄道	江戸	伊東玄朴	—	代々医へ昇格
77	安政4	1857	馬渡仁庵	肥後	—	—	—
78	安政6	1859	藤島文作	—	—	—	一代医願
79	安政6	1859	松本春甫、香田半之丞、福島善蔵	—	—	—	一代医願につき再吟味の事
80	安政6	1859	松隈玄洞	江戸	松嶋玄栄	1	3年満期後、1年延長願、兵糧願、蘭方稽古
81	万延2	1861	相良柳沢倅相良柳逸	江戸	村田蔵六	3	一孤兵糧願、好生館稽古後江戸遊学
82	文久2	1862	菊池宗庵、松本春道、村田有之	佐賀	好生館	—	薬学稽古

定はできない。稽古期間が三年ないし五年ということがうかがえる。

(3) 宝暦七年(一七五七) 八月二十八日に、藩医宮崎久悦の京都への医学修行が認められた。久悦は京都での修業をかねがね願っていたが、在京入用には一カ年に銀七〇〇目ほどかかるので延引していたが、五カ年の間に、銀一〇〇目宛拝領でき、あと二〇〇目は江戸詰並の出来を仰せつけられれば、不足分は自分の才覚でまかなうのでお認めいただきたいという願を、五月に提出し八月二十八日に認められた。ただし、拝領銀は当秋冬からになるとのことだった。一カ年に銀三〇〇目の支給が認められた。

また宝暦期には、長崎への外科修業の史料がみえはじめる。

(4) 宝暦七年(一七五七) 十一月七日に、藩医牟田玄益が長崎外治稽古(外科修業)終了するための渡し米願を提出した。

牟田玄益儀、外治方為稽古長崎罷越居明年迄願之年限相満申候、然処今度相願候者、明年迄之渡方出米通り等、当暮一同二被為拝領候半者、何卒伝授等も当暮迄之内相仕廻罷帰度由相願被申候処、願之通相澄^(下)申候、尤療治方道具一通り代銀之儀も被為拝領度前辺願置被申相澄居候得共、右願於相澄ハ曾而道具代等も被為拝領二不及由也

長崎での外治稽古が明年(宝暦八年)までのところ、当年(宝暦七年)暮れまでに修業を終えるので、来年拝領予定の渡し米も当年暮れに拝領したいこと、療治道具代も同様に暮れまでに拝領したいことを願ひ出ている。医学稽古に、渡し米と療治道具代が出されていたことがわかる。医学稽古は三カ年から五カ年が通例のようだったので、牟田玄益は少なくとも宝暦五年ごろから、長崎で紅毛流外科医に学んでいたとみられる。

(5) 宝暦八年(一七五八)には、藩医相良柳碩が長崎の外療稽古(外科修業)から戻ってきた。⁽⁴⁾ 柳碩も牟田玄益同様、宝暦五年以前から長崎へ医学稽古に出ていたとみられる。

(6) 宝暦八年九月二二日には、佐野回庵倅佐野順哲が佐賀家中横尾長軒のところでの三カ年での医学修業を願ひ出た件が許可になった。

一佐野回庵儀倅順哲、医学為稽古佐嘉御家中横尾長軒江差遣度候間、当年々向三ヶ年之御暇被為拝領度被相願候、右二付而者相応之物入等茂有之、時節柄自力二而ハ難相調候条、在佐嘉之間奉公前並出米被差返被下度旨旁被相願候処、願之通被仰付候也

自力では相調い難いので、修業費用として奉公前並出米を拝領したいと願ひ出て許可された。⁽⁵⁾

(7) 宝暦八年一〇月九日には、藩医菊池玄春の子宗益が佐賀での医学修業をさらに三カ年延長を願ひ出て許可された。宝暦期になると、小城藩では長崎への外科修業や佐賀への修業が活発化しはじめていた。

(8) 宝暦八年一〇月一〇日には、佐野夏達倅春庵が五カ年の京都での医学稽古を願ひ出、許可された。

佐野夏達倅春庵儀、医学稽古として向五ヶ年上京相願被申候処、願之通被仰付候、依之年限内為御合力毎歳銀五百目ツ、被為拝領候也

佐野春庵家は小城藩医でも有力医家の一つである。一年の稽古費用への合力銀が銀五〇〇目と明確に記されている。一目〓匁で一両の六〇分の一

であるから、五〇〇目は八両と二〇匁の計算になる。

(9) 明和二年(一七六五) 四月八日、藩医川久保順庵惇順省が江戸の山田玄沢のもとでの医学稽古を願い出て、許可された。順省は、同年一二月四日から江戸へ医学稽古にでかけた。費用は一人兵糧が支給された。このときの一人兵糧の額は、この史料では不明である。

(10) 明和二年二月二日、小城藩医福智亨元が、惇(名前未記載)を佐賀藩医佐野忠庵のもとへ医学修行に出したい、ついては、太儀料として銀貳百目ヅツを下さいと願ひ出ている。稽古費用を太儀料とよび、今回は銀貳百目ヅツとしている。近距離の佐賀であるから比較的低額とされたのである。佐賀藩医佐野忠庵(通称仲庵)は、佐野常置(寛政五年卒)でその子が常昭(孺仙)、その養子常徴(孺仙)、その養子常民(栄寿)とつづく代々外科医家である。⁶⁾

(11) 明和二年一月三日、小城藩医佐野回庵の倅芳庵が江戸稽古にでており、毎年、銀三百目ヅツ支給するべきところ、なかなかその通りにはいかないが、当暮れから毎年銀十枚づつ、申請により支給するという達しがあるのである。芳庵の場合の江戸稽古では、毎年銀三〇〇目づつ支給が定められていた。が、財政不如意で定額が出せない状況にあったとみられる。

(12) 明和三年(一七六六) 三月二三日、渋谷包順倅が、小城藩医師村田元悦へ三カ年、米三石支給の医道稽古願が出されたが、奉公前並の支給額(実額は不明)で許可された。

(13) 安永二年(一七七三) 九月一六日、小城藩医山田玄寿から、倅玄沢を江戸で五カ年修業させたいこと、川久保順庵へ仰せ付けられたように修業のうちに一人兵糧をお願いしたいこと、国許へ置いても医学稽古には不十分なので、ぜひよろしく願ひしますとの願が出され、認められた。以

後、(9)の川久保順庵の倅順省へ支給した一人兵糧が前例となって、稽古料は一人兵糧(一孤兵糧とも)が基本となった。

(14) 安永二年三月二三日には、布上善珉倅玄格が小城藩医山田玄寿のもとで医学稽古をしたいことと、自力では思うにまかせないので稽古料の支給を願い出て認められ、米六斗支給されることとなった。同じ小城藩医のもとでの修業であるので、費用は米六斗支給で済んだとみられる。

一八世紀後半から、藩医が江戸出府のうちに、倅を随行させて江戸修業させる事例も現れ始めた。

(15) 安永八年(一七七九) 八月二九日に、藩医松隈亨安より倅意仙を江戸へ医学稽古のため連れていきたいこと、旅の費用は自費ですが、江戸在府中は、一人分の兵糧をお願いしたいとの願書が出された。願ひは認められ、松隈意仙は、修業後、帰郷して医業を継いだ。

(16) 寛政元年(一七八九) 二月二七日、牟田玄益が佐賀藩医富永玄民のもとへの稽古願をだしている。費用は不明である。⁷⁾

(17)、(18) 寛政三年(一七九二) 一月二〇日、川久保順庵と菊池宗垣からそれぞれ倅順悦と玄達を稽古供連れの願ひが出された。藩の方針は、医学稽古はよいが、供立ちは費用が嵩むので不許可となった。そこで、同年二月十三日 川久保順庵は、江戸での医学稽古に倅順悦を自費で供連れにしたいとの願をだしており、許可された。

(19) 寛政三年(一七九二) 十一月三日には、藩医牟田玄益から、佐賀で稽古中の倅の素友につき合力願ひが記録されている。寛政三年には、小城藩も減穀が続く、以前は支給されていた稽古料も召し上げられてしまっているとの窮状も史料からみえる。

一牟田玄益分左之通相願候処、相続方之義ニ而無拋相聞候付、御仕切中三ヶ年之処、如願被仰付候

奉願口上覚

一私儀、兼而内証極々差支罷有、相続不相叶ニ付、年々御合力等奉願、御陰を以是迄押々取続罷有候処、当秋之義者格別御減穀等被仰付候付、反的今飢寒ニ逼候參懸御座候、倅素友義も稽古方長々佐賀差越置、前々者稽古料等被為拝領御陰ニ稽古為仕候処、最早近年は稽古料も被召上、其後は極逼迫なるも少々、之仕続等仕来候得共、是以唯今ニ者更ニ不任所存、勿論彼者義も一通は稽古仕候得共、存分稽古致取不申、願は何卒存分稽古致取、末々者御用相立度、且御家中療治方をも為仕度願望ニ御座候、乍然唯今之体ニ而者、此義は差置必止と及飢寒參懸り残念千万奉存候、右ニ付而は近來恐多奉願候義不本意奉存候へ共、御仕組中三ヶ年之間、佐賀住居被差免被下度奉願候、右願之通被仰付於被下は、師匠宅素友住居所一所ニ私義も右年限中同居仕候て、彼者義も存分稽古致取、末々御用相立、将又私ニも御仕組中不及飢寒通押々取続申度、彼は難有仕合奉存候条、此段宜被為聞召啓、願之通被仰付候様、深重奉願義ニ御座候、尤在佐嘉中御用之節者父子共何時ニ而も罷越度御座候間、旁之趣何分ニも御慈恵之御吟味被成下、願之通被仰付被下候様、宜被仰上可被下候、以上

亥十月

牟田玄益 (下略)

寛政三年の秋は格別の減穀であつたことが知られ、以前は稽古料もいただいていたが、近年は稽古料も召し上げられて逼塞状態なので、なんとか合力をお願いしたいというものであつた。

(20) 寛政五年二月一五日に、藩医菊池宗垣から、倅玄達が江戸で三カ年の修業をしているが、今度は、京都での三年間の修業をお願いしたいという願が出ているので、(17)、(18)の願は聞き届けられ、二人とも江戸に向かい、玄達は、寛政五年に江戸から京都へ向かったと見られる。

(21) 寛政五年(二七九三)四月二二日、医学稽古として小城藩医川久保順庵のもとに随身していた長崎西浜町出身からの外科医林文民にたいし、随身中のみ二人扶持米を支給するという達しが出ている。

(22) 寛政七年一〇月二三日、菊池宗垣倅玄達は、京都で医学修行を三カ年しているが、最初は師匠も定まらず、ようやく去春から本格的稽古ができるようになってきたので、あと二年の期間を延期してほしいという願が出された。

(23) 寛政九年(二七九七)五月八日、佐野泰庵は、倅文仲を福岡の亀井道載宅へ医学稽古に差し越させたいと願ひ出た。手当は願通りにはならなかったが、稽古中は一ヶ月に正銀十五匁ずつ支給されることになった。

(24) 文仲が、亀井塾に入門したところ、他の塾生と違う風俗があつたので、父泰庵は、七月二〇日に、藩へ改めて願を出した。

佐野泰庵分御届有之候者、倅文仲義醫道稽古として筑州差越置候処、於彼地他邦より相集居候同門弟中不殘惣髪ニ而罷在候付、倅壱人剃髪罷在候而者差支候訳も有之候ニ付、彼地随身中惣髪為仕置義ニ御座候、勿論帰宅之上ハ直ニ剃髪為仕候義ニ御座候由御届有之候也

願書を読むと、倅文仲が亀井塾へ医道稽古に行ったところ、各地から集まっていた門人たちが残らず総髪で、文仲のみが剃髪であり不都合もある

ので、稽古中のみ総髪をお願いしたいというものだった。亀井塾では、医が僧体でなくてはならないという固定的な風俗とは異なり、自由な学問気風であったことがうかがえる。じつは、亀井道載は福岡藩儒医亀井南冥で、寛政九年当時は、寛政異学の禁の影響で、福岡藩校甘棠館祭酒を辞していた。門人に広瀬淡窓があり、天明二年（一七八二）生まれの淡窓が、亀井塾に入門したのが一六歳の寛政九年なので、おそらく文仲は淡窓とも面識があったと推される⁽⁸⁾。

(25) 寛政九年（一七九七）一〇月四日に、馬渡元民が京都へ医学稽古をするための五カ年の暇願と兵糧願がみえる。師匠は不詳。

一馬渡元民より医学稽古として京都罷越度候二付、五ヶ年之御暇并彼地稽古中一孤兵糧被差出被下候様願有之候処、在京中壹ヶ月二正銀三拾匁以上被差出候段、同人呼出二而被相達候也

一孤兵糧として、在京中は一ヶ月に正銀三〇匁以上支給することが申し渡されている。一二ヶ月の場合、一孤兵糧は三六〇匁以上となる。

(26) 寛政十一年（一七九九）三月九日記事に、佐野泰庵より悴大圭が、以前から京都への医学稽古を願っていたが、路用が思うにまかせず、筑前で修業を模索してみたが、うまくいかないまま年数が経ていた。この度、出京の藩士に随従し京都で修業したい、京都には菊池玄達と馬渡元民が修業しているので、彼らと同伴稽古させたい、ついでは大坂から一孤兵糧を七カ年拝領したいという願を出した。願は認められ、京都の柳安宅へ随身することになった。入京時には、京都の烏丸屋敷で点合のうえ、留守居役から附状をもらって修業先へ提出し、年限を守って相違なく帰るとの

書状を、願主佐野大圭、親佐野泰庵、伯父大島彦次郎連名で提出した。出京の場合の手続きが明確になっている。

(27) 寛政十一年十一月十三日記事では、佐野大圭と馬渡立賢が京都で医学稽古をしているが、兵糧方が極めて難渋のため、一孤兵糧宛願出て、翌年正月から佐野大圭へ月金二部（分）宛、馬渡立賢へは金三部（分）宛、大坂屋敷から渡すこととなった。

(28) 寛政十一年（一七九九）一二月二七日には、藩医北島養伯から吉雄流医師中島祐玄を召し抱えてほしいとの願書が載っている。中島祐玄については後述する。

(29) 寛政十三年（享和元・一八〇一）正月二四日に、持永藤九郎より、弟春園が医学稽古のため、佐賀藩医太田周軒の江戸出府に随身し、医学稽古をしたいので二カ年の暇願を出された。費用については記載がない。

(30) 享和元年一二月一三日、(25) で京都に出た馬渡元民は四年間の医学稽古を終え、一二月一三日に帰着した。京都での就学先は不詳である。

(31) 文化三年二月一日記事に、藩医原口宗益から悴原口宗沢の学文（問）ならびに医道稽古のため、宗益の江戸出府中に随身させたいという願が出された。

(32) 文化三年五月九日に、村田順哲より向こう三カ年の暇願と長崎滞留中の一カ年につき正銀五〇〇目、一ヶ月に金三部（分）宛の稽古料願がでた。稽古先は、長崎吉雄流外科中島雄甫へ寄宿の予定であった。

(33) 文化三年六月一七日、藩医佐野泰庵より、京都二条通りの沢村元碩と申す医者が稽古のため泰庵のもとに来るので、小城の客屋七郎右衛門からも願があった通り、小城での滞在を認めていただきたいの願が出され、許可された。京都から小城藩医のもとへ稽古にくる医師もいた。

(34) 文化六年八月二〇日、北島養伯から、悴忠順の医学稽古の為、京都遊学願と一孤兵糧の下付願が出た。藩の財政事情が厳しいのですが、自力では困難なので、ぜひよろしく願いますという内容だった。

(35) 文化六年一〇月五日記事に、北島忠順は先だつての願の通り、京都への遊学が許可され、兵糧も稽古中、一ヶ月に金三步宛、暇願は三力年、通行切手は五力年ということで、今日(一〇月五日) 出立上京したとある。

(36) 文化七年(一八一〇)三月二十五日、(32)の村田順哲が出奔に付、年行司より親類書の提出を命じられた。順哲は、前年五月に長崎修業を願出て、長崎修業をしていたが、この正月二九日に、宿元を出たきり帰らないので、探索したが戻らない、もはや出奔したと考え、領内の親類書類の提出を命ぜられた。四月から領内だけでなく、隣国探索も行われた。実父順榮は罰せられ、入牢を命ぜられた。九月には実父が病氣のため実母が代牢し、同年一二月に赦免となった。

(37) 文化七年(一八一〇)六月一六日には、松隈意仙は、佐賀の松隈随祐のもとへ医学稽古に出るため稽古料を願出た。三力年の間、一力年に銀二両ずつ支給となった。

(38) 文化一二年五月一九日に、小城藩蘭方医林文民が長崎での阿蘭陀医方修業を願い出た。このことは後述する。

(39) 文化一三年(一八一五)一月二五日 村田淳伯は京都の山本静達への五ヶ年稽古を願い出た。認められ、四月二六日に出立した。費用については記載がない。京都に着くと烏丸屋敷で点合のうえ、藩からの付状を持って師匠のもとへ行く決まりとなっていた。京都の山本静達は「源纓字君清、号穀菴、室町四条北 山本静達」(『平安人物誌』(文化十年版))とあるが詳細は不詳⁹⁾。

(40) 文化一三年(一八一六)四月二六日には、佐野賢亮弟子の广那古村足輕嘉村次兵衛子玄策も、村田淳伯と同じく京都の山本静達方へ五力年限で医学稽古に出ている。淳伯と同行したのだろう。

(41) 文化一四年(一八一七)三月一七日に、藩医牟田素友より、悴素益家業稽古として、佐賀藩医佐野孺仙へ医学稽古のため、稽古料の合力願が出された¹⁰⁾。稽古料は、三年の間米三石宛お願いしたが、三力年で銀二枚宛の支給だった。

(42) 文化一四年九月一七日、川久保俊榮悴俊台が、医術未熟のため、俊榮の供で三力年遊学させたいこと、一孤兵糧もお願いしたいことを願い出たところ、藩財政が厳しいので兵糧は困難との返事だった。そこで自分覚悟で連れて行くが、もしほかに稽古人が出るようでしたらぜひ一孤兵糧をお願いしたいと願い出た。

奉願口上覚

私悴俊台儀、医術未熟ニ付、兼而遊学稽古為仕度存念罷在候所、今般私儀御供被仰付難有仕合奉存候、就而者此節召連罷越度奉存候条、向三ヶ年御暇被為拜領被下度奉願候、尤自力ニ而稽古出来兼候ニ付、先達而一孤兵糧奉願候所、当時別而御差支ニ付、不被相叶候段、御達有之候得共、最早年頭ニも罷成候得者、成丈自分格護ニ而召連可申奉存候、尤外之稽古人罷下候末者、何卒一孤兵糧被差下度、旁奉願候、此段、筋々宜仰上可被下候、以上

丑九月

秀島利左衛門殿

川久保俊榮

嬉野又兵衛殿

(43) 文政三年(一八二〇)六月二十九日、川久保俊榮・悴俊台が江戸から三カ年の稽古年限を終えて帰着した。

(44) 文政四年(一八二二)三月一四日、石井孫右衛門より、悴祐順を医学稽古のため江戸へ登らせたい、路費や彼の地での兵糧は自分覚悟で行うので三カ年の遊学を認めていただきたい、小身のため日用まで営みかねるところであるが、今回の路費や稽古費用は自分覚悟で行うので聞き届けていただきたいと願ひ出た。小禄武士の子が医師になる事例である。

口達覚

私(石井祐順)儀、今度出府医業稽古仕度ニ付、御暇之儀、別紙奉願置候通御座候、勿論、於彼地者少しも御上御難題等不奉掛、着府之上者当時日本橋罷在候仙台之医師桑原隆^(マ)長^(マ)隨身仕候得者、飯料何哉も自身仕候ニ不相及次第、同所隨身罷在候原口宗與分申越候、将又病氣其外無抛難渋之訳合ニ而、師宅引取候歟、又者右之手筈相違之儀等有之候ハ、当時桜田御屋敷相詰罷在候私従弟城島常十と申者引請心配可仕と堅申遣置候付、何等之儀たり共、御上御助成体之儀可奉願候所存ニ無御座候、万一彼は相違仕、遊学難相叶振合も御座候節ハ、衣類等枯却仕、辛々^(辛カ)も早速帰国仕候通ニ而、常十共申談可相整奉存候条、前断存念之次第可然御相達可被下候、此段御問合ニ付、書付を以辻申上候、以上

三月十一日

石井祐順

江戸では日本橋にある仙台藩医桑原隆長(朝カ)に隨身すること、桑原家に隨身していた原口宗與からは飯料は自分覚悟には及ばないこと、入門

等の手筈は、桜田屋敷に詰めている従弟の城島常十が手筈を整えてくれること等を記している。仙台藩医桑原隆朝家は四〇〇石の上級藩医家で、のちに宗與の子原口養虎も学んでいる。

(45) 文政四年(一八二二)十一月一日、香田利兵衛より二男章藏の医学稽古願が許可された。章藏は生来虚弱のため、ご奉公が思うに任せられず、申し訳ないところですが、医師になるため、江戸表中川法印方で、五カ年医学稽古をさせたいと願ひ出て許可された。

(46) 文政五年(一八二三)三月一日、(44)の石井祐順が文政四年から一カ年の江戸での医学稽古から帰着した。

(47) 文政五年十一月一日、原口宗與が仙台藩桑原家での医学稽古を終えて、江戸表より帰着した。三カ年とすると、文政二年頃の入門となる。

(48)、(49) 文政五年(一八二三)十一月一日、山田救安と布上恕斎からそれぞれ遊学願が出され、許可された。

山田救安・布上恕斎遊学左之通被相願候所、如願被仰付候、尤一孤兵糧之儀、斎藤・原口両人江被差出置候得者、右之人罷下り候上、可被相渡候条、右丈ケニ而成丈手前分相詰被申候様、付役分旁申達ス

奉願口上覚

私儀、家業未熟ニ付、兼而遊学存立罷在候得共、時節柄共ニ而空敷時節を移シ居、乍然、只様押送り年齢も相更ケ候而者、稽古方時分後レ相成、残念之至ニ付、成丈路費其外自覚悟ニ而尾州名護屋罷在候臣臣^(マ)浅井頼母江罷越、親灸仕度奉存候条、向五ヶ年之御暇被為拝領被下度、偕又当時就中御取締之御半、近来奉恐入儀ニ御座候得共、受業中、成丈自分覚悟にて取続候心得ながら、始終之格護^(マ)何分任力兼候間、斎藤

玄仙・原口宗與等之稽古人罷下り候上者、兵糧銀被差出被下度、旁奉願候、於然ハ、御蔭を以、如形取統一際相励出精稽古熟達仕向以ハ、御用之一端ニも相立候通有御座度、且者古来拙家相伝之診脈之法今更ニ者彼家ならて無之趣ニ而、是等之筋をも不相替伝授可仕、御仁沢之程、重畳難有奉存候条、格別之御憐恕を以、如願被御聞啓相済候様、支所無御座候ハ、筋々宜御執達可被下義、深重致御頼候、以上

午九月

山田救安印

奉願口上覚

私儀、医術未熟ニ付、兼而遊学存立罷在候得共、時節柄共ニ而兎角押送居、然所只様時日を過シ候而ハ、最早年齢も相更、稽古時分後相成、甚残念千万奉存候ニ付、成丈無理非常之調略を以、路次之入費等自分覚悟ニ而、濃州岐阜平井周禎江罷越、隨身受業仕度奉存候条、当午秋分向五ヶ年之御暇被為拝領被下度、将又当御時勢御半、近来難奉願重畳恐入儀御座候得共、受業中格^{マカ}護方之儀、可相成丈者辛々^{マカ}ニも取続稽古仕度存念ながら、地米小身某始終之所、何分任力兼候間、追々、斉藤玄仙・原口宗與帰国仕候上ハ、壹孤兵糧被差出被下候通り、旁奉願候、於然ハ、御蔭を以、一際出精家業熟練仕向以ハ、御用之端ニも相立候通有御座度、御高慈之程、尚又重畳難有仕合奉存候条、彼是之趣幾重ニも御憐恕之御評議被成下、何卒願通相済候様、筋々宜御相達可被下義、深重致御頼候、以上

午八月

布上恕斎印

山田救安は、できるだけ自費で名古屋の浅井頼母へ五カ年の鍼灸を中心とする稽古をしたい、斎藤玄仙と原口宗與の二人が稽古から帰ってきた上

は、その分の兵糧銀を私に下さればありがたいとの願いを出した。布上恕斎は、路銀はできるだけ自費で賄うので、美濃岐阜の平井周禎（じつは三河の平井海蔵）へ五年間修行に行きたい、斎藤玄仙と原口宗與が帰国したらその分の一孤兵糧をくださいと願い出ている。交代での遊学願いであり、このころの遊学旅費は、二人分の生活費支給が慣例となっていたとみられる。

浅井頼母は尾張藩医浅井家二代の浅井図南のことで、傷寒論を重視する古方派だった。しかし、図南は天明二年（一七八二）八月五日に没している⁽⁴⁹⁾ので、図南の盛名を聞いて名古屋への遊学を志したものと見られ、実際には、浅井家四代浅井貞庵に修学したのである⁽⁵⁰⁾。

布上恕斎の遊学先とされた美濃平井周禎は、後記史料で判明する⁽⁵¹⁾ように、実際は、三河西尾の平井海蔵であった。修学先を決めるとき、師匠筋を決めて行くことが基本であったが、このように、伝聞で師匠や行先を決めて、遊学願いを出す事例もあった。

(50) 文政五年二月二三日、小城藩医原口宗益のもとで医学修業をしている辻良栄から、亡父玄洞の跡相続を認めていただいたお礼と亡父拝領の扶持米を拝領したいという願が出され、認められた。

(52) 辻良栄は翌文政六年三月五日に、参府願を出した。医術未熟のため、遊学願を宿年抱いていたが、このたび師原口宗益の江戸参府に随身し、同人滞府中に医術熟練して、御用に励みたいという願である。良栄の子孫は、安政六年段階で牛津本町で開業している辻元道とみられる。

(51) 文政六年（一八二三）二月一三日、山田救安から、医学稽古のため尾州へ出かけたが、遠国で難渋しているため、兵糧願が出され、この日、半兵糧に二朱だけ増して、都合二部宛、月々大坂屋敷から届くようにした。

(53) 文政六年(一八二三) 一月二八日、松本春碩なる医師は、家業稽古のため江戸で修業予定だったが、大坂で病気になる、在坂のまま大坂での修業願を出した。修業先が確定していなくても承認されたことも読み取れる。そのため修業先で修業先がみつからず、結局、あちこちをうろろろしてしまった事例もないわけではなかった。⁽¹⁵⁾

(54) 文政七年(一八二四) 八月九日、藩医前田元節・前田三省は、宿願の京都遊学願を許可された。医術未熟のため、京都室町通りの山本静達へ鍼灸の修業に五カ年修業に出させたい、山田救安・布上恕斎が戻ってきたら、兵糧銀をお願いしたいとの願いで、五カ年の切手が認められた。⁽¹⁶⁾ 中でも二人分の兵糧棒が確保されていたことがわかる。

(55) 文政七年(一八二四) 一〇月一日、平井海蔵に隨身していた布上恕斎が師に従い、文政六年から長崎で修業するので、四カ年の暇願を申し出て許可された。史料は後記する。

(56) 文政七年二月五日 山田救安は、尾張浅井頼母家で五カ年の医学稽古を許可されていたが、稽古期間のうち、江戸で二年間、鍼灸の出精をしたいという願を出し、この日許可された。

(57) 天保二年(一八三一) 二月一〇日、藩士江島清八郎弟宗達は、医業稽古をしていたが、年頃になったので、医業稽古願を出し、この日許可された。史料は後記するが、宗達の修行先は、その当時京都に在住していたと見られるシーボルト門人で徳島藩医高良斎であった。また、武士の二男以下の転職先として医師が見え始めたことも注目してよい。

(58) 小城藩の場合、武士から医師になる場合は、まず一代医としての認可が必要であった。天保二年二月二五日には、東島市之助から一代医師許可願が受理された。

一 東島市之助の御内慮伺相成候所、伺之通被仰付候事

私儀、嫡子無御座候所、未老年と申二而も無御座候得共、多病之身ニ而日用相続之内製マシも出来不仕所内證 極々逼迫仕、既二及飢より外無御座参懸御座候、就而 者御介抱米も奉願外無御座候得共、徒二御恩禄費罷在 候上、尚又御難題之儀を奉願候通恐怖至極仕儀ニ付、可相成儀御座候ハ、御本方手明鑑平方利兵衛弟順頌 三拾毫才罷成候を養子仕、左候而此者一代医師被差免被下度、旁奉願候心得御座候、於然者御陰を以介抱方者勿論、相続之道も押々相整向以者彼者御用之一端をも相勤候通御座候得者、無此上至極難有存候条、右者表向奉願候而も不苦筋二可有御座候哉、此段御内慮奉伺候、以上

卯二月

東島市之助印

持永治兵衛殿

吉田勘右衛門殿

東島市之助が、手明鑑の平方利兵衛弟順頌を養子にして一代医師として相続させたいという願いを出して許可されたのである。手明鑑とは佐賀藩における一一石から一五石程度の下級武士のことである。一代医師とは、小城藩における一代限りの医師身分を許された医師。継続すれば代々医師になることもあった。一代医師の輩出は、医師の増加につながる。

(59) 天保四年二月二四日、相良柳沢が、実父四兵衛の藩主参勤交代随行にお供し、医学修業したいとの願が認められた。相良柳沢は小石元瑞らの門人で蘭方医である。小石元瑞は、京都の蘭方医で、父は杉田玄白の友人で解体学者の小石元俊である。⁽¹⁷⁾

(60) 天保四年九月二八日、藩医宮崎救民・悴元益の京都蘭方医小石元瑞へ

の修業延長願が許可された。宮崎元益は、京都小石元瑞家へ五年修業していたが、まだ未熟なのであと三年修業を延長させてほしいというもので、願いは聞き届けられ、一孤兵糧を、大坂屋敷から渡すように達しが出た。

(61) 天保五年三月晦日、中島需斎の養子である需安の佐賀城下島本良順への隨身願いが許可された。一孤兵糧は当初は米一石八斗にして、以後は稽古振りにて支給するとの決定だった。中島需安と島本良順については後述する。

(62) 天保六年八月二〇日には閏七月に出された佐野文仲より佐賀藩医福地道林に隨身して、江戸へ出府して医学稽古をしたいという願いが許可された。

一 佐野文仲の左之通御暇願有之候所、如願被仰付候

奉願口上覚

私儀医業為稽古佐嘉御家中福地道林江隨身罷在候所、当九月肥州様御参府之御供被仰付候二付、可相成者連越度申聞候、於私二茂是迄之師家と申、稽古方且者物馴之ため二茂御座候付、格別之御支無之御座候ハ、隨身罷越度奉願候条、同人在府中御暇之間、拝領被下度奉願候、勿論稽古中自分覚悟ニ而聊茂御助成ケ間敷義等奉願候存念更ニ無御座候条、彼是之趣何分御聞済被下候様、筋々宜御相達深重致御頼候、以上

未閏七月

佐野文仲判（下略）

稽古中は助成がましき儀は一切しないとし、許可され翌年五月に帰着した。¹⁷⁾ 福地道林は島本良順門人の蘭方医である。

(63) 天保七年（一八三六）三月八日には、島本良順門人の堤柳翠から江戸の伊東玄朴への修業願が許可された。史料は後記するが、島本良順のもとで学んでいた堤柳翠が、師の勧めにより江戸の伊東玄朴に入門するといふものだった。

(64) 天保七年四月一八日、小城藩士本庄四郎左衛門弟本庄新八郎の長崎表医師榊林栄斎への隨身願が許可された。

願書付

私弟新八郎儀、年来病身ニ而文武之稽古等茂存分出来兼罷在候二付、医業方稽古存立長崎表医師榊林栄斎江隨身仕度奉願候条、当申四月分明而三月迄御暇被為拝領被下度奉願候、勿論往来之路費其外手前分相整聊御上御助成等奉願候儀ニ而ハ無御座候間、何卒願通御暇被為拝領被下度、深重奉願候条、彼是之趣宜筋々御相達被下度、深々致御頼候、以上

申四月

本庄四郎左衛門（下略）

藩士本庄四郎左衛門の弟新八郎は病身なので、医業稽古のため長崎医師榊林栄斎へ隨身したいとの願いだった。期間は今年の四月から来年三月までの約一年間で、往來の費用は自分持ちで、藩にはまったく助成を願わないので宜しく願いますとある。これも武士の子弟から医師になる事例であり、藩医以外が、医業稽古を願ひ出る場合の費用は自分持ちであったと見られる。また、医師への転職の理由に病身をあげているが、事実だった場合も、理由付けの場合でもあったろう。

榊林栄斎は不明であるが、時期的は栄哲高連の長男栄建かと推察され

る。榮建はシーボルトに師事後、天保一二年（一八四一）まで長崎で開業していた。⁽¹⁸⁾同年京都に上った。長崎の植林家は弟の宗建が継ぎ、佐賀藩医として嘉永二年（一八四九）の牛痘接種に成功している。

(65) 天保七年四月一八日には、松隈享安からの佐賀藩医松隈甫安の長崎行きに随従して長崎への暇願が許可された。

(66) 天保八年八月二七日、佐野文仲より、また佐賀藩医福地道林の江戸出府に随行しての江戸での医学稽古と暇願が認められた。天保九年閏四月一七日佐野文仲は帰着した。

(67) 天保八年九月一六日、松隈享安より、医学稽古中の佐賀藩医松隈甫安に随行しての江戸出府願が許可された。

(68) 天保九年一月二五日、原口養虎より、江戸詰め仙台藩医桑原隆碩への隨身と暇願が許可された。

一左之通御暇願有之候所、何れ茂願之通被相済候、尤原口養虎願之儀者
先便伺越相成居候得共、去春相済シ被置候末ニも有之候ニ付、前方畢
竟被仰済江戸申越二者 此通取計候段、御当役申越相成

奉願口上覚

我々一類原口養虎儀、仙台御藩中桑原隆碩江隨身為仕候ニ付、去春御
参府之節、親養碩召速度含ニ而御暇奉願候所、其節不計病所有之長途
之旅行不任所存候ニ付、其段申上候所被御聞置被下候末、最早痛所茂
全快仕候ニ付、当戌暮より向寅年迄御暇被為拝領被下度段、今又江戸
へ願越候所、当時江戸御伺越中之段奉承知候、然所養虎儀、初而之旅
行ニ付、誰か同伴之人無之而ハ道中無心元奉存候所、幸、中林四郎兵
衛儀出府被仰付、当二月頃より出立有之候趣ニ付、同人江道中之所為

致随従度心得御座候所、此節四郎兵衛急出府被仰付発足有之趣承知仕
候、惣而者我々々難奉願奉存候得共、此後可然同伴之人も可有之候哉
難計、幸之折柄ニ付、同人随従為仕差登度奉存候間、可相成者当節分
右之年限中御暇被為拝領、願之通被仰付被下度奉願候、初而之道中ニ
付、誰か同伴ニ而罷越候様兼々養碩より我々迄申越置候得者、何卒前
断之通、当節四郎兵衛一同為差登度、我々より深重奉願候、此段筋々
宜御相達被下度致御頼候、以上

戊正月

藤嶋清左衛門

城島茂助殿

黒木六左衛門

中嶋文蔵殿

藤島清左衛門親戚の原口養虎が、仙台藩医桑原隆碩へ隨身するため、去
春（天保八年）の参府のとき、親の養碩も一緒に参府させようとしたが、
その時は養碩は病もあり長旅ができないので中止していたが、もはや痛所
もなくなったので、天保九年の暮れから寅年（天保一三年）までお暇をい
ただきたい、については養虎は初めての旅行なので、同伴人に中林四郎兵衛
をお願いしていたところ、四郎兵衛が急に出立となったので、一緒に江戸
へ出府を許可してほしいとの願いであった。仙台藩医桑原家は註11参照。

(69) 天保九年一月二九日、藩医宮崎壽斎が病気がちで、医業が成り立ち
兼ねるので、江戸で稽古中の悴宮崎元益を呼び戻したいという願が許可さ
れ、(70) 天保九年閏四月十四日、父の帰郷要請をうけて、宮崎元益がこの
日江戸から帰着した。

(71) 天保九年十一月二六日、松隈享安の京都寺嶋榮作での眼科本道稽古

につき一弧兵糧願が認められた。松隈享安が、佐賀の松隈甫庵のところで医業稽古し、家伝を伝来してもらったこと、甫庵倅安竹が京都眼科寺嶋栄作¹⁹のもとで眼科・本道を稽古中で、享安にも稽古にこないかと誘いがあったこと、逼迫のため一弧兵糧をいただきたいこと、父意仙も病身のため、逼迫し、稽古ができなければ奉公も叶わないことなどから、五力年のお暇をいただき、眼科本道に励みたいとの願いであり許可された。

(72) 天保二年六月六日、佐野文仲は、京都山本静達宅での隨身稽古を三力年お願いしたいと願い出て認められた。京都山本静達での隨身稽古では、ほかの諸名家をも尋ね、医学稽古に励みたい、その間、一弧兵糧を願い出て、稽古に励んだあとは、ご奉公に相励みますとのことであった。

(73) 天保二年八月二日、小城藩主鍋島紀伊守の親類鍋島四郎右衛門組にいる村岡慶蔵が、長崎三原寿三宅へ医業稽古のため、去年八月に往来日数三五〇日切手発行をうけ、このほど帰着したが、まだ未熟のためさらに往来日数三五〇日切手発行願をだし許可された。

(74) 嘉永三年(一八五〇)一〇月四日、藤島清左衛門から弟養哲の江戸竹内玄洞での医業稽古延長願が許可された。

奉願口上覚

一私弟養哲儀、医業為稽古御暇如願被下置、於江戸表執行仕難有仕合奉存候、惣而者満年二付、追々二者帰郷可仕儀ニ御座候所、師家竹内玄道⁽⁷⁵⁾今申聞候者、此俣引取候而者、甚残念ニ相心得候間、今暫滞府一際稽古有之候様、爰限申勸有之、養哲自分ニ茂稽古之儀畢竟不束所分未果敢候儀も無御座候、其上写本等致懸居候所、是以一向手寄不申旁只今之俣ニ而者甚残念之仕合ニ御座候間、何卒今又向三ヶ年御暇被為拜

領被下候ハバ、猶又打部り一際出精仕奉存候旨申越候間、毎々自俣ヶ間敷甚奉恐入儀ニ御座候得共、今又向丑年迄三ヶ年之御暇被為拜領被下度重疊奉願候条、筋々宜御相達致御頼候、以上

戌九月

藤嶋清左衛門

田中兵右衛門殿

本庄四郎左衛門殿

嘉永三年、藤嶋清左右衛門弟養哲が、江戸の竹内玄洞のもとで稽古をしていたが、もうしばらく稽古を続けたいということで、三力年の暇延長願を出した。竹内玄洞は丸岡藩医で、藤林普山、シーボルトに師事し、江戸木挽町で開業していた。伊東玄朴とも親しく、安政五年のお玉が池種痘所創設にも参画した。

(75) 嘉永三年一〇月九日、伊東玄朴門人水町玄道の一代医召し抱えが許可された。江戸で玄朴門人のまま三人扶持で一代医として召し抱えるというものであった。召し抱えの決定は九月二八日。

(76) 安政四年(一八五七)二月二八日、伊東玄朴門人水町玄道は、代々医へ昇進が認められ、昇格した。

一水町玄道へ左之通被仰付之旨、一類木下与左衛門へ御当役被相達候、列席例之通也

水町玄道

先年遊字中医業致進達候二付、一代御扶持方被下置、其後間も無義ニ者候得共、猶又相心掛、兼々御恩報之志夫となく相顕候様被聞召、此節従大殿様分而被仰進候御旨も有之候二付、別段之訳を以、代々医業

之家筋二被仰付、三人扶持被為拝領候

水町玄道は遊学中に医業進達したので、一代扶持を下げおいたが、その後心もがけ、ご恩に報いる志がよく認められたので、大殿様よりの仰せもあり、一代でなく代々医業家筋に昇格して三人扶持を与えるというもの。一代医から代々医への典型例である。

(77) 安政四年(一八五七)三月一七日、馬渡仁庵よりの肥後遊学願が許可された。師匠は不詳だが、当時、肥後には外科医鳩野宗巴がおり、諫早の菅原柳溪が入門しているので、鳩野家かもしれない。

(78) 安政六年(一八五九)三月二日、藤島文作より一代医開業願が出されたが、前例がないということで差し返しになった。願の内容は、小禄の父宗作が家の相続を願って、医業を行っていたが、去る嘉永五年(一八五二)に、文作が一五歳のときに亡くなってしまった。文作は跡を相続したが、文武稽古での奉公をしなくてはと思うけれども小禄の身ではそれもなりがたく、父が医業を営んでいたときに、手伝い稽古をしていたので、ぜひ、一代医として医業開業を許可していただきたいというものだった。二代続けての願いと書いてあるので、父文作も一代医としての許可を得て、医業を営んでいたことがわかる。

幕末期に小禄の武士から医師への一代医が増加していった。その結果は、武士の不足となり、規制せざるをえない事態となった。

(79) 安政六年(一八五九)三月六日、松本春圓、香田半之允、福島善蔵から医業開業願が出されたが、今回は許可したが、以後、徒士からの願はとくと吟味を行うこととした。

一松本春圓其外之医業願有之候内、香田半之允、福島善蔵分も願出有之候処、右兩人分之願ハ、此節迄ハ被相済候得共、已後御徒士通分之願、相嵩候而ハ、不相済義ニ付、以来ハ得と御吟味有之候様被仰出候

松本春圓と香田半之丞、福島善蔵からも医業開業願いがでた。松本家は史料二一に見られる松本春碩家で代々医師なので問題がないが、香田半之丞と福島善蔵は、おそらく徒士などの下級武士出身とみられる。今回は認めるが、以後は、徒士からの医業開業願いが嵩むようになると困るので、よく吟味することになった。

(80) 安政六年六月三日、江戸の松隈玄洞より蘭法稽古のため出府稽古延長願があり、この日許可された。

奉願口上覚

私儀家業為稽古出府仕度旨、最前三ヶ年ニ満合御暇ニ而兵糧をも願之通、被仰付御蔭を以只今迄稽古罷有、仕合奉存候、就而者満年ニ付、当秋帰郷可仕心得ニ御座候処、今度御国許一般蘭法稽古仕候様御達相成候段、其筋分拙者来候付、去ル三月分蘭法松嶋玄栄へ入塾稽古罷在候得共、最早御暇も来ル十月迄ニ而限月相成、夫迄之内ニハ、何分稽古出来兼候付、来申四月迄、今又六ヶ月之間打追之通ニ、御暇被為拝領被下候道者有御座間敷哉、御法者猶又一際出精仕候向以御用端ニも相立度奉存候間、何卒願通被仰付被下候様奉願候。此段筋々宜御相達被下度致御頼候 以上

藩医松隈玄洞は、江戸で医業稽古をしており、年限が満ちて帰らねばな

らなくなったが、今度国元からの蘭法稽古の命令をうけて、安政六年三月より蘭方医松嶋玄栄に入塾しているが、一〇月までの年限では、まだ稽古できかねるので来年四月までの六ヶ月のお暇延長願いをお願いしたいというものであり、許可された。国元一般の蘭法稽古の命令とは、安政五年（二八五八）の佐賀藩医学校好生館による西洋医学研修である。江戸の蘭方医松嶋玄栄は不詳。なお、松隈玄洞は、万延元年（一八六〇）六月一日に江戸から帰着している。

（81）万延二年三月一日、小城藩頭取教師相良柳沢より悴柳逸の江戸遊学願が出された。藩医学校好生館での医学稽古を終えて、さらに村田蔵六へ修行したいという願であった。史料は後記する。

（82）文久二年五月二〇日、小城藩菊池宗庵、松本春道、村田有之の三医師は、薬学稽古のため、好生館詰を命ぜられた。好生館の西洋医学研修に、薬学稽古も活発になってきたことが窺える。

以上、「小城藩日記」から、医学稽古関連史料八二例を拾い出した。その第一の特徴は、小城藩では藩医の医学稽古のため藩費による遊学が通例の姿であったことがあげられる。このことは当然本藩佐賀藩でも同様であった。一七世紀後半から、藩が医師の養成、医術向上に対して深い関わりを持っていたことが史料的にわかる。

八二例のうち、主な稽古地をみると、京都一九、江戸二八、長崎一一、佐賀一一、福岡三、尾張名古屋二があげられる。ただし、帰藩史料も一件と数えたので概数として捉えておく。それでも、文化年間あたりまでは京都への修業は多く、京都は医学の一大中心地であった。江戸は（9）の明和二年（一七六五）が初見であり、以後、（15）安永八年（一七七九）の松隈意仙のように江戸参府への隨身という形での江戸修業も盛んになり、江

戸後期からは（63）の堤柳翠の伊東玄朴入門や、（74）の藤島養哲の竹内玄洞入門など、江戸蘭学修業者も増加した。長崎への修業は、（4）宝暦七年（一七五七）の牟田玄益が初見であり、後述するように、一八世紀中頃から、紅毛流外科の西洋医学が小城藩や佐賀藩に流入していた。佐賀への修業も結構多い。遠距離での各医家遊学費用負担の軽減のねらいもあって、安政五年（一八五八）の好生館が開館した。原則として佐賀藩領全医師の好生館での修業が義務づけられたので、多くの医師が就学したとみられる。

稽古期間をみると、三年が一四件、五年が一〇件あげられる。稽古期間は三年ないし五年が通例で、事情により、短期間の場合とさらに延長があった。江戸参府への隨身という場合は、参府期間のほぼ一年であった。

稽古費用は、（8）で毎年銀五〇〇目とか、（10）の大儀料として年銀二〇〇目、（11）毎年銀三〇〇目のところ当暮れから毎年銀一〇枚ずつに減額などまちまちであった。（13）の安永二年（一七七三）の一人兵糧が初見で、以後、一人につき一人分の兵糧は、藩費から出すようになったとみられる。一人兵糧は、一孤兵糧とも記された。その額は、（25）の事例では、江戸修業は一ヶ月に銀三〇匁とされ、一二ヶ月なら三六〇匁、一三ヶ月なら三九〇匁の計算となる。

また、距離によっても異なり、遠距離の稽古地ほど兵糧は高かったと見られる。京都修業は、（8）で毎年銀五〇〇目だった、佐賀の場合は、（14）では米六斗、（37）では一年で稽古料銀二両、（41）の佐野孺仙への修業では三年で米三石。（61）の天保五年の島本良順への修業では一孤兵糧、米一石八斗とあり、（12）の小城の場合は三年で米三石であった。

兵糧も藩財政により、減額あるいは不支給となった。（17）、（18）にみる

ように寛政期は財政不如意で、(19)では小城藩も減穀が続く、以前は支給されていた稽古料も召し上げられてしまっている窮状があった。さらに、文化から文政にかけての願には、御時節柄とか自分覚悟での修業を願い出る事例が多くなる。(42)の文化一四年の川久保俊台の事例でも、一孤兵糧を願い出たが、「当時別而御差支二付、不被相叶候」とあり、自分覚悟で連れていくが、ほかに稽古人が出せるようになったら、一孤兵糧をくださいということであろう許可がおりた。

一孤兵糧の額は、時代や藩の財政事情、修業先だけでなく、医師の格式等によっても異なつたとみられる。(44)の村岡慶蔵や、(45)の香田利兵衛二男章蔵のように武士から医学修業の場合など、藩医でない場合は自費遊学が原則であった。

文政期には、遊学費用の枠も決まっていたようである。(48)、(49)文政五年の山田救安と布上恕斎の遊学願では、斎藤玄仙と原口宗益の二人が稽古から帰ってきたら、その分の兵糧銀を私に下さればありがたいとあるので、交代での遊学願であった。(54)の前田三省の願いにも、山田救安と布上恕斎が戻ってきたら、兵糧銀をお願いしたいとあり、このころの遊学旅費は、二人分の生活費支給が慣例となっていたとみられる。

遊学先や師匠の選定は、藩医のネットワークによるところが大きく、父や知り合いが学んだところへ行くのが通例であった。しかし、流行医の評判を聞いて決めるというパターンも少なからずあったと見られる。そのことは(49)の布上恕斎の師匠の三河の平井海蔵を岐阜の平井周禎と誤記していること、(53)の松本春碩は江戸で修業予定であったが、病気のため大坂での修業願に変更していることなどの事例からもうかがえる。海原亮氏が紹介した皆川文仲や石渡宗伯は、京都に出てから、医師の評判を聞いて、

当時最も流行医の新宮涼庭への入門を願い出ている。²⁰調査不足で出発して、結局、十分な稽古も出来なかったものもいただろうし、なかには(32)、(36)の文化三年(一八〇六)に長崎修業を願い出た村田順哲のように出奔してしまったものすら出た。

また、(60)の宮崎元益は小石元瑞のほか、華岡青洲に学び、子の元立は伊東玄朴や大村益次郎に学び、²¹(5)の紅毛流外科医相良柳碩家は、相良柳碩が、小石元瑞や華岡青洲に学び、柳碩子柳逸が好生館で修業後、(81)のように江戸で村田蔵六への修学願を出しているように、代々外科医の家は修業先も外科医を選択していた。

文政二年(一八一九)、佐賀本藩から小城藩領内医師名書き上げの命令がきたので、全医師名と師匠名、年齢等を書いて提出した。それが表二である。三二名が記された表を見ると、医学稽古の新たな構図が浮かび上がる。

川久保俊栄は、はじめ江戸福井龍助、ついで江戸久別際庵の門弟となつて帰郷した。この川久保俊栄は文政二年に四九歳なので、明和八年(一七七二)生まれとして、寛政三年(一七九一)には二一歳になる。小城藩医の川久保姓は一家なので(17)の寛政三年に江戸に出た川久保順庵の順悦が川久保俊栄と判断できる。帰郷した順悦改め俊栄のもとで、斎藤玄仙、菊池宗垣、吉原宗栄、福地良庵らが学んだ。原口宗益は、(31)の文化三年(一八〇六)の江戸参府に息子宗沢(のち宗興、養碩)の隨身願を出している。江戸では柴田元泰に学び帰郷した。そこへ中島元立、石井祐順が学んでいる。他領の著名医に学び、最新の医学を享受した医師のところへ、地元医師の師弟が学ぶパターンも見えてきた。藩の医学稽古費用捻出により、地元医師養成の成果も生まれていた。

表2 文政2年(1819)、小城藩領内医師一覧

番号	医 師 名	年 齢	医 道	居 住 地	師 家
1	松隈意仙	25	眼科本道	北小路	江戸高島瑞伯門弟
2	村田淳伯	29	本道	横丁	初め佐賀牧春台、後京都山本静達
3	山田玄沢	35	本道	畑田小路	蓮池津田宗円門弟
4	山田教安	24	本道	畑田小路	佐賀古賀仲安門弟
5	斎藤玄周	63	本道	平野村	佐賀江上祐益門弟
6	斎藤玄仙	23	本道	平野村	小城川久保俊栄門弟
7	相良柳昌	—	外科本道	高原	佐賀相良柳庵門弟
8	佐野賢亮	42	本道	永岡小路	京都山本静達門弟
9	佐野俊民	20	本道	永岡小路	親賢亮同様(山本静達)
10	北島三折	66	本道	西小路	京都山脇道栄門弟
11	北島忠順	37	本道	西小路	京都富野仲達門弟
12	常富玄活	46	本道外科	南小路	佐賀紀伊春沢門弟
13	宮崎救民	32	本道	二瀬川村	佐賀牧春台門弟
14	布上友一郎	5	本道	吉富村	幼年二付未師家無之
15	菊池宗垣	—	本道	中町	小城川久保俊栄門弟
16	川久保俊栄	49	本道	新小路	初江戸福井龍助様、後久別際庵門弟
17	川久保俊台	24	本道	新小路	初江戸天野道順、後同所山田元民門弟
18	原口宗益	54	本道	新小路	江戸柴田元泰門弟
19	原口宗興	—	本道	新小路	佐賀古賀仲庵門弟
20	中島元立	38	本道	牛津本町	小城原口宗益門弟
21	石井祐順	23	本道	下古賀村	小城原口宗益門弟
22	吉原宗栄	29	本道	西道免村	小城川久保俊栄門弟
23	辻 良三	15	本道	牛津本町	小城中島元立門弟
24	前田元節	48	本道	牛津新町	小城亡村田忠悦門弟
25	前田三省	18	本道	牛津新町	小城村田順伯門弟
26	牟田素友	66	外科	八戸	佐賀佐野需仙門弟
27	牟田素益	23	外科	八戸	佐賀佐野需仙門弟
28	福地良庵	30	外科	西川宿	小城川久保俊栄門弟
29	牟田寮淳	49	外科・鷹医者	大日小路	佐賀牧春台門弟
30	林 文民	49	外科	佐賀中町	—
31	林 雄民	18	外科	佐賀中町	—
32	中島需安	47	外科	西川宿	長崎吉尾幸策門弟

医学稽古の主な目的は、片桐一男氏調査による大槻玄沢門人長崎浩斎の場合では、蘭方医学修行、漢詩文修行、難治症の研究、書物等研究文献の蒐集、医療器具・薬物の蒐集、人脈・見聞の拡大、名所見物と土産物等であった。⁽²²⁾ 医学稽古の目的は、医学研究熟達、学術向上を第一として、これらの内容を含むものであった。以下、医学稽古からみる小城藩への西洋医学の浸透を検討する。

二、小城藩への西洋医学の浸透

宝暦・明和・安永期には、医学稽古が盛んに行われ、とくに、宝暦期には、(4) 牟田玄益や(5) 相良柳碩の長崎での外科修業が史料的に確認できた。横尾元丈という神代家侍医が『紅毛秘法』という紅毛流外科書を、宝暦期に筆写していた。⁽²³⁾ これらのことは、佐賀藩領における紅毛流医学の導入が、一八世紀中頃以後には進展していたことを示している。

明和・安永期になると、他国で学び帰藩した佐賀藩医のもとへ、医学稽古に出る例も増加し、医学修業先は、京都、江戸、長崎だけでなく、佐賀での稽古も選択枝になってきた。

寛政期における小城藩での有力藩医の一人が川久保順庵だった。順庵のもとに長崎西浜町出身で随身していた林文民なる医師がいた。治療が優れていたため、川久保順庵の推挙で(21) 寛政五年(一七九三)に、林文民へ二人扶持米を隨身中のみ支給するという達しが出た。この制度を出入扶持人といい、佐賀藩、小城藩での人材登用制度の一つである。

翌寛政六年正月二八日、林文民の滞在願いが二ノ丸役所から、百日宛の更新で許可された。文民の肩書きに長崎外治とあるので、外科医であった

ことがわかる。文民は、滞在更新を続け、家中の者や住民への治療を施していた。六年後の寛政一一年に、林文民は「療養方巧者」のため、正式に藩医として召し抱えられ、御留守居大蔵殿直組に加えられ、小城に居住が許された。前年の一二月に、(a)二ノ丸へ小城藩家老から文民の小城居住願が出されており、寛政一一年三月一〇日に、(b)二ノ丸役所からの小城居住許可がおりたことが三月二五日記事にみえる。

(a) 此方々之願書

長崎西濱町外治林文民と申者、療養方巧者之由二付、家中療治相頼、外二用向之義も有之、兼而出入仕候二付、先頃已来段々滞在をも奉願、家中者素在民迄療養方相頼候処、別而相応仕、殊小城表当時外治之者手寡有之、行跡等無疎者御座候二付、家中被召抱度候条、御国住居被差免被下候様被相頼候間、支所無御座候半候、願之通被差免被下候様宜御相達可被下候、已上

午十二月

園田玄蕃

(b) 二丸より之達書

長崎西濱町外治林文民と申者、療養方巧者之者二付、家中者素在民迄療養方相頼、別而相應仕、殊二小城表当時外治之者手寡有之、行跡等無疎者二付、家中被召抱度候条、御国住居被差免被下候様、麟太郎殿より被相願之旨、彼家老より願之趣被達御耳、御国住居被差免義候条、此段筋々可被相達候、以上

未三月十日

二丸 請役所

文民への居住許可の理由は、療養方巧者であったこと、小城に住居し家

中や住民の療養にあたっていたこと、小城には「外治」の者が手薄であったこと、行跡等が無疎者であること等であった。こうして、長崎からの外科医林文民が小城藩医として定住した。

文化年間になって、医療活動をしていた文民に、長崎へオランダ医学の新医方が流入した情報が、師吉雄耕作の子吉雄元策からもたらされた。文民は、(38)文化二二年(一八一五)五月一九日に、長崎阿蘭陀流稽古のため、お暇願を出し、許可された。

奉願上口上覚

私家業之義、長崎吉雄耕策江相付数年修行仕候得共未相伝廉々有之、殊二近年、阿蘭陀流之名法等相伝候間、罷越候半者彼是可致伝授旨、耕策悴元策分追々申越候、先年不相伝候廉々何卒致相伝度、年来之願届二御座候処、元策も前文之通申越、幸之儀二付、罷越相伝仕度奉存候、依之日数式百五拾日之御暇被為拝領度、奉願候、勿論呋度之義二而ハ、療治方相済中間敷候間、暫ハ逗留之心得二而罷越可然趣相決候付、右之日数奉儀御座候間、御支所無御座候ハ、何卒願之通被仰付被下度深重奉願候、此段筋々宜被仰上可被下候 已上

亥五月

林文民判(下略)

文中、吉雄耕策は、悴元策とあるので吉雄耕牛のこととわかる。吉雄耕牛は、寛政一二年(一八〇〇)に没しているので、文民は、寛政五年に川久保順庵に隨身滞在する以前の長崎在住時代に、吉雄耕牛の門人であった。耕牛の悴元策から、近年、新たに「阿蘭陀流之名法」が伝えられ、それは、耕牛から相伝されていなかったことなどもあり、二五〇日の長崎で

の再修業を願い出た。願は認められ、文民は長崎に医学稽古に出た。

その後、文政二年の小城藩領医師一覧の表二には、林文民四九歳、その子雄民一八歳、佐賀中町居住とともに外科を標榜している。こうして、吉雄流外科が小城に定着した。幕末期になると、万延元年（一八六〇）八月七日には、林雄民が伊王島詰を命ぜられている。伊王島は、佐賀藩の長崎警備の場所で、雄民は警備にあたる藩士の医療を担当した。

小城藩医にとって、吉雄流外科医林文民を迎えた影響は大きかった。文民の出入扶持人が認められた同じ年の（28）寛政十一年（一七九九）二月二七日には、藩医北島養伯から中島祐玄なる医師を出入扶持人に加えてほしいとの一月に出された願の許可が出た。

奉願候上覧

去々年来同姓祐庵門弟と相成、医学為稽古滞在仕居候中嶋祐玄儀、生国筑前之者ニ御座候処、先年長崎表罷越、吉雄幸作門弟と相成、外科之方相学候由ニ而、於御当地も方々療治仕候処、成程功者ニ相見へ効験も不少御座候、然処同人義、御家を相慕御家中之端ニも被召成被下度志願ニ而、其趣我々父子より奉願呉候様連々申聞候、然処、他方之者之義ニ御座候得者、出所素姓等も不相心得、容易ニ吹拳難仕、是迄相黙止罷在候得共、近来類ニ相歎候ニ付、内々筑前之方手筋を以承合候処、随分別条無之者候由ニ相聞候、素當時外科仲ケ間手少ニも御座候半、同人義、於療治辺者、前断之通余り無疎御用ニも相立候人柄ニ相見へ候条、何卒先以、御出入ニも被仰付被下度、祐庵并私よりも奉願義ニ御座候、尤近々功業次第ニは、林文民同様ニも於被仰付被下者、尚又難有仕合奉存候、是等之願御繁用御半恐怖至極奉存候得共、偏ニ

御憐愍を以、御聞濟被下候様深重奉願候、此段筋々宜被仰上可被有候、
已上

未十一月

北嶋養伯判（宛名略）

養伯の同姓北島祐庵門弟として治療にあたっている中島祐玄は、もと筑前出身で、先年長崎の吉雄幸作（耕牛）門人となって、外科を学び、当地においても、方々で治療にあたり、巧者であり、効験も少なからずあるので、家中の端にも加えてほしいとの本人の志望があった。が、本人の出所素性も十分でないので、我々父子（北島養伯父子）も容易に推挙しがたく、いままで黙っていました。が、現在、外科仲間も少ないことですし、本人もしっかりした者ですから、まず、お出入りを許していただき、功業がなりましたら、林文民のように召し抱えていただければ有り難いとの願が、寛政十一年十一月にだされた。林文民の登用が前例となり、願の提出から一ヶ月後の十二月二八日には、「中島祐玄義、御出入式人扶持被仰付之旨、相談役より被相達候、尤北島養伯同道ニ而桜岡罷出候也」となり、二人扶持で出入りが認められた。

こうして出入扶持人となった中島祐玄は、享和元年（一八〇一）一〇月一九日に、滞在日数が昨日で満ちたので、また二百日の滞在願いを出している。その後も滞在を更新しつつ、領内で治療を続け、治療実績をあげた祐玄は、六年後の文化四年（一八〇七）一月に、とうとう小城藩から居住が許され、藩医として召し抱えられた。

一中島祐玄御抱御国住居願、二丸被差出置候処、願之通被仰付候旨、左之通被相達候

筑前怡土郡福井村外治中島祐玄と申医師療治方巧者之者二付、家来中ハ素り、在民迄療治方相頼、別而相応仕、殊ニ小城表当時外治手募有之行跡等無疎者御座候付、家来ニ被召抱度候条、御国住居被差免被下候様、捨若殿分被相願候旨、彼家老々願之趣達御耳、御国住居被差免義候条、此段筋々可被相達候、已上

卯正月廿日

二丸 請役所

(中略)

一 婦依寺之義、三岳寺旦那罷成度旨、御尋之所、其通支所無之旨被相達候

一 西川ノ通他領之内住居仕度旨伺之处、是又其通り被仰付候事

祐玄は、筑前怡土郡福井村生まれで、療治方巧者の者で、家中から庶民に至るまで治療し、行跡もよいので、家来に召し抱え、居住の許可を与えたいとの一月二〇日付け請役所からの書類が、一月二三日に決裁され、許可された。祐玄の婦依寺は三岳寺で、住居は西川ノ通と定められた。同四年三月十五日には、御留守居村川佐一郎組に加えられた。

ようやく小城藩医となった祐玄は、文化二年(一八一六)一〇月には、足軽野田新兵衛の中風につき、医師手形を書き、文化一四年七月一九日には、唐津領の義政という虚無僧が西川宿で仲間に手傷を負わされたとき、「金瘡療治」を本道の北島三折とともに施している。外科医としての祐玄の医療活動が見える。このときの治療記事を見ると中島需斎とも名乗っている。また、文政二年(一八一九)の小城藩領医師書き上げに、「長崎吉尾幸策門弟、西川宿、四十七歳、外科、中島需安」とある需安も、同姓で西川宿居住はほかにいないこと、吉雄幸策門人であること、年齢的にも、寛

政一一年(一七九九)では二八歳であり活動時期が符合するので、中島祐玄と同一人物と判断できる。

(61)の史料をみると、中島祐玄(需斎、需安)は天保五年までに亡くなり、その養子中島需安が、天保五年に蘭法医島本良順に入門している。

一 左之通願有之候所、如願御暇被仰付、壹孤兵糧之儀者当所米壹石八斗ニ差出、以後之義者稽古之振ニ随御吟味可被相付旨、需安呼出達之

奉願口上覚

私儀、亡父需斎方へ養子罷越候付者、猶更差部家業之外科道稽古可仕筈之所、需斎義も永々之大病ニ而打臥罷有候故、押立稽古仕候義も出来兼候付、原口亡宗益江近年迄隨身仕罷有候、然ル所、需斎義も旧年死去仕候故、今更ニ者家業稽古仕候術無御座、途方ニ暮罷在候、右ニ付、土佐殿御医師嶋本良^(マ)淳へ隨身仕度御座候間、当年分向三ヶ年之間御暇被仰付被下度、将又就右者当時御半近来難奉願恐入奉存候得共、小身之某稽古中取続、何分任自力兼候条、何卒随身中一孤兵糧被為拜領被下度、旁奉願候、於然者、御蔭を以、成丈差部脩行仕、向以御用之一端ニも相立候通有御座度、難有仕合奉存候間、彼是之趣御座候、宜被仰達可被下候、以上

午三月

中嶋需安判

持永治兵衛殿

中嶋文蔵殿

小城藩医中島需安が養父需斎や原口宗益に外科を習っていたが、両者とも亡くなってしまったので、蘭方医島本良順に随身し、三年稽古したいと

いう願であった。島本良順は、蓮池出身の町医で、宇田川玄随の『西説内科撰要』（寛政五年刊行開始）を読み、蘭学にこころざし、長崎修業後、佐賀城下で西洋社中を興し、大庭雪斎、伊東玄朴、山村良哲らを育てた佐賀藩蘭学の先駆者である。土佐殿医師とあるので蓮池藩医になっていたとみられる。この年の天保五年（一八三四）七月一六日に佐賀藩医学寮が創設され、良順は寮監となり佐賀藩の西洋医学教育につとめた。

島本良順にも外科学を学んだ中島需安は、嘉永二年（一八四九）、モーニッケ苗を佐賀藩が輸入し、引痘方が設置され、支藩を含む佐賀藩領への種痘が本格化すると、積極的に関わった。嘉永三年一〇月九日に、引痘（種痘）の種が不足したため、小城藩への小児を差し向けるように命令が来た。

一昨夜引痘方二付、左之通西丸今申来候二付、早速相良柳沢・原口養席・中嶋需安呼出、兩人程引痘種小児差越相成候様相達候所、手前限二而罷越候義難渋之趣二付、郡方々左二名前之者申達之上、路費金毫歩被指出候也、且又引痘二付達帳之儀も左之通申来候付、惣触差出ス

種痘用の種が不足したらしい。相良柳沢（小石元瑞、華岡青洲、広瀬元恭門）、原口養虎（仙台藩医桑原隆碩、坪井信道門）、中島需安らと呼ば出して、種痘用小児を調達してほしいとの命令であった。寛政一年には「出所素姓等も不相心得、容易ニ推吹拳難仕」とされた中島祐玄の子孫の中島需安は、嘉永期になると小城藩領での種痘活動の中心人物として活動していた。

寛政期には、吉雄耕牛門人の林文民と中島祐玄の小城藩への出入り扶持

人が確認され、それぞれが小城藩医として、家中及び領内治療にあたり、西洋（オランダ）医学の流入が目に見えるかたちで顕著となった。その子孫も小城藩領での医療活動を通じ、西洋医学普及の役割を果たしていたことが判明した。

（24）の佐野泰庵惇文仲の亀井塾での総髪願を出した一件からは、旧来の医者の風俗にこだわらない風潮が、小城藩領にも伝わってきたことがうかがえる。これらから、寛政期は、文化文政期以降の小城藩領だけでなく佐賀藩領での西洋医学普及への前史的時期であったといえるだろう。

文政期になると、佐賀藩へ西洋医学の情報がもたらされ、その医療技術への期待も見えてくる。文政五年、佐賀藩士田代次郎右衛門は、病名は不明だが、長崎への療養願を出し、五月朔日に許可された。

奉願口上覚

私儀、年来湿気二而、大難渋仕候付、色々療養を尽候而も、絶而詮詰無御座、依之長崎吉尾^{マツ}献策方へ療治相頼度、兼而存念罷在候得共、時節柄共二而者、何分難任自力、折を見合罷在候所、今度十太夫殿出崎被仰付二付、幸折二も有之、何卒隨身罷越、養生相加度奉存候間、御同人御滞崎中御暇被為拜領被下度奉願候、此段筋々宜被仰達可被下候、以上

午四月

田代次郎右衛門印

長崎の吉雄献策が名医であるとの評判があったからであろうし、一般武士へも蘭学による医療技術への期待が高まっていたこともうかがえよう。

文政六年（一八二三）のシーボルトの来日は蘭方医学普及の画期であり、

その門人らによって蘭方医学は急速に地域的展開を遂げ、小城藩へもその影響は色濃く及んだ。文政五年に三河の平井海蔵に入門した布上恕斎より、(55) 文政七年九月には、四カ年暇願が出され、十月朔日に許可された。

奉願口上覚

私儀、為医学修行御暇奉願、参州平井海蔵江罷越候而、隨身仕筈候所、同人去夏分長崎表蘭学為執行罷下候付、隨身罷下候節角稽古仕筈候半、此節無拠致帰国候付、又々隨身罷登度奉存候間、当申年分向亥年迄四ヶ年之御暇被仰付被下度奉願候、於然者、御蔭ニ無恙隨身罷登猶又稽古方相励同様之末々者御用之端ニも相立度奉存候間、御恵恕を以、願之通被仰付被下候様、重畳奉願候、然而者、当時之御半難奉願恐怖至極奉存候得共、願之通被仰付於被下者、打追之通、兵糧丈大坂御屋敷分被仰付被下度、且又深重奉願候、右旁格別之御憐恕を以、願之通相済候様、致御願候、已上

申九月

布上恕斎

嬉野又兵衛殿

持永治兵衛殿

布上恕斎が、平井海蔵のもとで修業していたところ、海蔵が去夏（文政六年）より、長崎表へ蘭学稽古に出たので、隨身して長崎で稽古をしていたが、また海蔵が帰国することになったので、今年から四カ年のお暇をお願いしたい。兵糧は、大坂屋敷から下さいとの願いだった。

「シーボルトの長崎渡来より前に、既に長崎に來遊して、出島蘭館に出入りしてゐたのは、江戸の湊長安、阿波の美馬順三、三河の平井海蔵などで

あった」⁽²⁵⁾から、「去夏」は、シーボルトの出島上陸の文政六年（一八二三）七月七日以前と考えられる。海蔵の帰国は、「天保三年（一八三二）に二四歳で西尾藩の御用達に列している」⁽²⁶⁾ことから、文政末年から天保の初め頃と見られている。いずれにしても、恕斎はシーボルト門人平井海蔵への隨身が許可された。布上恕斎の帰国後の医療活動については不詳である。

ほかにシーボルト門人に師事した小城藩出身医師がいた。(57)の天保二年に、小城藩士江島清八郎が、弟宗達の在京都のシーボルト高弟高良齋への医業稽古願をだし、二月一〇日に許可された。

一左之通江島清八郎分御暇願有之候所、如願被仰付候也

奉願口上覚

私弟宗達儀、年来医業稽古為仕居候所、最早年頃ニも相成候付遊学為仕度兼而存念罷在候、然所、松平阿波守様御藩中幸良齋と申人蘭医為稽古数年長崎之方罷越居、此節京都之方江罷越、猶又修行仕候筈之由、右者別而名医之趣相聞候付、入門之儀内々手筋を以受繕候所、随分其通可相整旨領掌有之候、依之御支所無御座候ハ、同人江隨身京都差越医業稽古為仕度奉存候条、当卯年分向未年迄五ヶ年之御暇被為拝領被下度、勿論遊学中万事手前覚悟ニ而少も御難題等奉願候存念ニ無御座候間、旁之趣被為聞召啓願通被仰付被下候様、筋々宜御相達致御願候、以上

卯二月

江島清八郎

持永治兵衛殿

吉田勘右衛門殿

江島清八郎弟宗達は、徳島藩医の幸良斎という蘭医が長崎で数年稽古のあと、この節（天保二年一月）京都にいたので、そこへ修行にいきたいのだが、良斎は名医で、入門は手筋（流派の知り合い）から受けるということであつたので、手筋を整えたので、藩として差し支えなければ、良斎へ隨身させ、医業稽古をさせたい、については五カ年の暇をいただきたい、遊学中の費用は手前覚悟（自費）で修業させ面倒をかけないというもので許可された。幸良斎はじつは徳島藩医高良斎で、通説では、文化一四年（一八一七）に長崎に出て、吉雄権之助に師事し、文政五年（一八二二）に一時帰郷、翌文政六年再度長崎に出て、シーボルトに入門し、天保二年（一八三一）に徳島へ帰郷とある。本史料により、良斎の帰郷前の天保二年初めに京都滞在をしていたことがうかがえる。天保元年に長崎をはなれ、天保二年初めは京都に滞在し、同年中に徳島へ帰郷したのだろう。⁽²⁸⁾

小城藩医の蘭方医への修行は、天保期以降さらに活発となった。⁽⁶⁰⁾ 天保四年九月二八日、藩医宮崎救民から悴元益の京都の蘭方医小石元瑞での修業延長願が許可され、大坂屋敷から一孤兵糧を渡すことになった。

奉願口上覚

私悴元益義、去ル丑年今五ヶ年御暇奉願医業為稽古京都差越、小石元瑞老江隨身仕、御蔭折角稽古仕罷在候所、当年迄年限相満候付而者罷下候半而不相叶候所、未熟之儀二付、今暫在京稽古為仕度、於然者猶又一際打部稽古仕向者御用之端二茂相立候通有御座度奉存候付、相成儀二御座候半者、今又当年今向三ヶ年之御暇被為拝領被下度、左候而当時之御半近來難奉願奉存候得共、受業中打迫之通、一孤兵糧被指出被下候様、旁重畳奉願候、此段筋々宜御相達致御願候、已上

六月

宮崎救民印

持永治兵衛殿

中島文蔵殿

元益は京都小石元瑞家へ五年修業していたが、まだ未熟なのであと三年修業を延長させてほしいというもので、願いは聞き届けられた。元瑞は大槻玄沢に蘭学を学んだあと、京都の究理堂で子弟を教えていた。元瑞の門人帳「裡園先生門籍」には、肥前の門人として「五島手島玄良 小城郡多久村徳久意仁 諫早山本游斎 小城藩相良柳沢 佐賀藩浅田宗春 長崎神代泰輔 佐嘉藩馬渡元堂 小城藩宮崎元益 平戸藩岡口等伝 長崎三好周山 平戸藩深江玄碩 嶋原山田亨 元京後平戸千葉棟斎」の一三人が記載されており、門人帳からも宮崎元益の小石元瑞入門が確認できる。宮崎元益は、天保九年（一八三八）に帰着し、のち伊東玄朴にも入門した。元益の子の宮崎元立も伊東玄朴門人で、文久元年（一八六一）には蕃書調所手伝を仰せ付けられているなど、小城藩蘭方医の指導的役割を果たした。⁽³⁰⁾

肥前からは伊東玄朴門人も多い。⁽⁶³⁾ の小城藩から伊東玄朴に入門した堤柳翠の事例は、天保七年の初期象先堂の実態を教えてくれる。

一堤柳翠今左之通願有之候所、御当役御聞届之上、願之通被仰付候但右者先達而御当役限二而相済候二付、其段江戸注進相成居候

奉願口上覚

私儀、医業之儀茂如願被差免置難有仕合、御蔭を以、土佐殿家中嶋本龍嘯江隨身稽古罷在候、然所此節同人同心之由二而江戸表下谷和泉橋住居罷在候御本家御家中伊東元^(マ)トと申人、当時可然門弟茂無之、反的

手支居候趣を以、誰差越呉候様、右龍嘯迄申越、幸之折柄ニ御座候故、此御方御支無之候ハ、彼地罷登稽古仕間敷哉、爰切同人相勤申候ニ付、可相成義御座候ハ、何卒出府隨身仕度、且家業方之儀も師家ニ相尋稽古仕度御座候条、当節今向五ヶ年之間御暇被為拜領被下度奉願候、勿論往来之路費、其外自覚悟ニ而聊茂御上奉掛御難題候儀者無御座候条、彼是之趣何分御仁恕之御吟味被成下如願被為聞召啓被下候様、筋々宜御相達深重奉頼候、己上

申正月

堤柳翠

持永治兵衛殿

中島文蔵殿

堤柳翠が島本良順（龍嘯）のもとで学んでいたところ、良順の門弟で、江戸下谷和泉橋に住居していた佐賀藩医の蘭方医伊東玄朴が、まだしかるべき門人がいないから困っており、誰か差し向けてくれないかと良順へ依頼したので、良順の勧めもあり、玄朴門人として五カ年間、医学稽古をしたのでご許可願いたい、往来の路費等は自分覚悟であるという願いで許可された。

のちに、江戸の三大蘭方家と呼ばれた伊東玄朴は、天保四年（一八三三）に下谷和泉橋に蘭学塾象先堂を開いたが、天保七年頃は、まだ門人も少なかったことがわかる。「門人姓名録」⁽³¹⁾によれば、堤柳翠は肥前出身門人としては四人中、佐賀藩上村春庵、佐賀藩大石良英、神埼小山良益に次いで四番目に「肥前小城 堤柳翠」とあり、全体でも四〇六人中二九番目に記載されており、玄朴の初期門人であることが言える。伊東玄朴門人の増加に、もと師匠の島本良順の斡旋があった。

天保七年には、(64)の小城藩士本庄四郎左衛門弟本庄新八郎の長崎表医師榎林栄斎への隨身願が許可されている。天保九年には(68)の原口養虎の江戸詰仙台藩中桑原隆碩への隨身願が認められている。原口養虎は、父養碩（宗與）⁽³²⁾とともに江戸の桑原隆碩に学び、また坪井信道にも入門した。帰郷後、小城藩の種痘普及に尽力するとともに、西洋医学を通じての医療活動を展開した。佐賀県の神社に残る記録には、原口養碩が蘭薬「チキターリス」を使った治療が見える。⁽³³⁾

文政期から天保期にかけて、小城藩医らの西洋医学稽古は急速に展開した。文政五年（一八二二）に遊学願いを出した布上恕斎は、三河の平井海蔵に師事し、(57)の小城藩士江島清八郎弟宗達の修業先はシーボルトの高弟高良斎であった。またシーボルト門人で肥前出身伊東玄朴門人も、(63)の堤柳翠の事例のように島本良順の斡旋もあり、天保期以降次第に増加した。(75)、(76)の水町玄道のように、玄朴門人から一代医、やがて代々医へと昇格するものもでた。シーボルト門人の各地への浸透が、蘭方医学の地域的広がりをもたらしした。

三、好生館の成立と西洋医学研修

文化三年（一八〇六）藩儒古賀穀堂が藩教育改革意見書『学政管見』で、佐賀藩医学学校の創設を説いた。それから二八年後の天保五年（一八三四）に、佐賀藩は医学寮を創設し、蘭方医島本良順を寮監とし、支藩領からも医学稽古に出席するように命じたが、必ずしも盛んにはならなかった。

天保期蘭方医学の広がりのなかで、在江戸の伊東玄朴が天保一四年（一八四三）に七人扶持で佐賀藩に召し抱えられ、玄朴門人大石良英が弘化元

年（一八四四）に五人扶持で召し出された。続いて、弘化四年に中天游門人大庭雪斎が御側医に召し出され、西洋医学導入の動きが活発化することとなった。

嘉永三年（一八五〇）に佐賀藩は文武課業法という藩子弟の文武教育法を開始した。二五歳までに、文武の課業を達成できなければ、役職につけず、減祿等の処罰を科するという厳しいものであった。この教育方法をうけて、嘉永四年（一八五一）から医業免札制度が開始された。佐賀藩領内全医師に対して、医学寮での試業が義務づけられ、合格した医師には領内開業免許をあたえる、不合格者は医業未熟のため、合格するまで、領内での開業は許可されない制度だった。こうして嘉永四年から安政五年（一八五八）までの七年間に六四八名の医師が免状をうけた。³⁴

嘉永六年（一八五三）に蘭学寮頭取に大石良英、大庭雪斎が任命され、安政元年（一八五四）に、蘭学寮を医学寮から火術方に移し、蘭学寮教導に大石良英と大庭雪斎が任命され、医学教師に蘭方医が登用された。

安政二年には、御側医で漢方医は西洋医学を兼修することとし、安政三年には、御側医以外にも西洋医学修業を命じている。西洋医学導入の動きが、急速に強まった。しかし、領内医師に西洋医学を稽古させるにしても、すべてのものが他領へ出て稽古できるわけではない。

そのため、佐賀藩は、西洋医学教育を柱とする医学学校を設立することにして、安政五年（一八五八）九月に、医学寮を独立させ、片田江に医学学校好生館を創設した。翌安政六年四月から新館に移って医学稽古をするため、同年三月に領内へ一六歳以上の医生を教育する達しを出した。

今般好生館御受帳被仰付、来月四日新館御引移相成候付、何連も急速

出席稽古有之候様、尤拾六歳以上之医生者、依願寄宿被差免儀二候条、此段筋々可被相達候、以上

未三月廿八日

好生館

ところが、医生は十分集まらなかったようである。医生を集めるため各藩の頭取医師を呼び出し、出席させるよう達している。

頭取医師相良柳沢が呼ばれ、医生がなくては、医学館を建てた趣意が届かないので、この後、出席がないならば、医業は認めない、一五歳から三〇歳までの者は、早速、出席しないと、これからは開業だけでなく、遊学も認めないとの意向なので早速、詰めるようにとの達しだった。

開業禁止や遊学禁止までも言い出して好生館へ医学稽古をさせようとした。稽古の年齢が一五歳から三〇歳というのは、福井の医学館でもそうで、当時の医師養成の概ねの該当年齢といえよう。

しかし、以後も、好生館は何度も領内医師の医学稽古を呼びかけている。が、十分な参加が得られなかったので、安政七年（一八六〇）には、好生館から開業免札のないまま配剤してはいけないという命令を出して、研修と試業を義務づけた。三月二日の日記に記録されている。

一御本丸請役所へ医師一件左之通申来候

七兵衛様

四郎左衛門様

与四右衛門

愛吉郎様

請役所へ呼出二而別紙之通達帳を以被相達候二付、差越申候条、宜御取斗可被成候、此段為御懸合如此御座候 以上

医術之儀人命ニ預り大切至極之業柄ニ付、猥ニ配剤等不致様、先年医師中一統御試之上、開業免札被相渡置候處、間ニハ無其儀、執匙配剤等いたし居候向も有之哉ニ相聞、不可然義ニ候条、急速差留相成、左ニ而其段、好生館達出相成候様被仰付儀ニ候条、此段筋々相達候、以上

申三月九日

本丸役所より、医術の儀は人命に預かり、大切至極の業であるから、開業免札のない者は匙留めし、配剤を差しとめるので、そのことを筋筋へ達するとのことだった。好生館に医生がなかなか集まらないので、とうとう、配剤禁止の達しまで出して、西洋医学の教育をはかった。領内全医師に対し、以前発行した免状を一旦返させ、再研修後改めて発行し、領内全医師を掌握し統率する意図があった。

好生館による西洋医学教育の動きに対して、領内医師の名簿をなかなかださないとか、支藩の匙医は数少ないので持ち場を離れない等の請願による不服従的抵抗もあった。また、好生館で修行した後に、他領への医学稽古が認められる形態になった。(81)の万延二年の相良柳逸の江戸稽古願をみる。

一相良柳沢分左之通願相成候處、如願被相済候

奉願口上覚

私悴柳逸義、医学稽古被仰付好生館相詰、誠ニ兵糧等をも被差出被下、旁難有仕合奉存候、惣而者、乍不弁右稽古をも被仰付置候處、近頃自俣千万奉存候得共、最早年齢も相長、且兼而之志願ニも御座候付、此

節神代軍平、其外江戸表被差越候由ニ付、幸之折柄ニ御座候間、当節一同彼地差越、村田蔵六江為致入熟猶⁽⁸²⁾又一際相部稽古為仕度奉存候間、御与所無御座候ハバ、当酉春分向三ヶ年之月数御暇被為拝領被下度奉願候、扱又當時之御半難奉願、甚奉恐入候得共、右受業中一孤兵糧被為拝領被下候道者有御座間敷哉、奉願候、於然者、御蔭を以稽古中如形取統猶更御高厚重疊難有奉存候条、何卒願之通被仰付被下度深重奉願、此段筋々宜御相達致御頼候、以上

酉二月

相良柳沢 (下略)

相良柳沢悴柳逸につき、好生館で医学稽古をさせていただき、兵糧もだしていただき有り難いこと、ついては好生館に詰めたので、かねての願通り江戸表の村田蔵六のもとで学びたいというものだった。この願いは聞き届けられ、柳逸は江戸へ向かい、帰郷後はさらに長崎に出てマンスフェルトに学び、キュンストレーキの解説書「人工体普録」を記録することとなった。⁽⁸³⁾

好生館を中心とする佐賀藩の西洋医学教育の方針はさらに強化され、文久元年(一八六一)七月には、好生館から佐賀藩領内医師へ、医師一統西洋医学を学ぶこと、文久三年(一八六三)までに西洋医学へ改めない者は、配剤を禁止することという厳しい達しを出した。

さらに、出席しない医師には個別に呼び出しをかけて出席を強制した。

一牟田省賢明後四日御用之義候条、好生館罷出候様被相達候、惣而者、同人義、爰許手寄之義ニ付、直ニ相達義ニ御座候条、左様御承知相成候、右旁為御懸合、如是御座候、己上

七月二日

加賀守殿家来牟田省賢

御城下、偕又近在凡二里四方住居之医師医師一統西洋法相学候様被仰付候付、最前被相渡置候開業免札、旧年御取立相成候付而者、追々改而被相渡候半而不叶候処、于今学業一新いたし兼、一般可相渡様無之ニ付、無余義学業相改候向々当節被相渡義二候、就而ハ御改築以来、多々被相達候次第も有之候處、今以絶而出席無之向も有之、殊ニ一往開業被差免候向者、打迫之姿二而も不苦哉二心得違之向も有之哉二相聞不宜義二候条、則今より一際出精向亥年迄学術共屹度相改候様、自然右年限中不相改向者配割をも差留相成義候条、其心得可有之候事

佐賀城下の八戸（やえ）に住居していた小城藩医牟田省賢は、好生館から呼び出しをうけた。医師は一統西洋流を学ぶべきと命じたのに、今以て出席していないが、心得違いなので、すぐに出席し、亥年（文久三年）までに学術ともきつと改めるよう、右年限中に改めないなら配割を差しとめるから、そのように心得よと言い渡された。まず、城下に近い距離に居住している医師を呼び出して西洋医学強制を実施した。

それでも効力が不十分とみた好生館は本藩役所から、同年八月に藩の方針として、西洋医学研修を命じたにもかかわらず、旧来の宿習にとらわれるものもいるので、以後は、漢方医学を禁止する、一定期間（遠方のものは慶応元年）までに西洋医学に改めない者は、医師としての営業を禁止するとした。

こうして、領内医師の掌握がすすみ、佐賀藩領の医師は西洋医学研修を強制されることになり、修業のレベルや年限の違いはあっても、この方針は実施され、医学稽古にも大きな影響を与えた。

文久二年四月三日には好生館の入学式が行われ、小城藩からは九名の医師が入学した。

当月廿日、入学式被相整儀候条、別紙書載之人々、明六ツ時、好生館被罷出候様可被相達候

右二付廉々左二

一 礼服用之事

一 白麻料正銀八歩ツ、被相納候様之事 以上

戊辰四月三日

松隈玄洞、村田道碩、山田元壽、斎藤玄周、相良柳沢、相良柳逸
佐野文仲、北嶋天民、宮崎元益、宮崎元立、原口養虎、布上玄春
吉原宗壽、牟田省賢、牟田忠安、馬渡仁庵、前田文啓、辻 元道
林 雄民、中嶋需安、城島分連、松本春円、堤 宗元、川副仙齡
石田常済、村田有之、藤嶋俊斎、石動元友、田代松齡、石井萬庵
田嶋養純、山下三省、北原範治、宗賢、 元柳

右之人々願不入

山田三沢、武富鎌良、船津元仲、高間元策、石田要策、三浦敬治

香田文哉、福嶋豊作、三省

右之人々入門願書指出相成候様

好生館の強力な西洋医学の強制の成果があつて、ようやく、好生館は医学校としての活動が本格化できたようだ。松隈玄洞以下郷医の元柳まで三十六名はすでに好生館に入学して、免札を受けていた。今回、山田三宅以下、三省まで九名がようやく好生館に入学することになった。このようにして

掌握されている限りの小城藩領の全医師が西洋医学を研修することとなった。

おわりに

小城藩では、史料的には一八世紀なかばより、藩費による他領への医学稽古を実施しており、稽古期間は三年から五年、支給額は一孤兵糧が基本であったことが明らかになった。

なぜ、藩費による医学稽古が佐賀では行われたかは、佐賀藩は地方知行制をとっている藩であり、いわゆる村請制でなかったことと大きく影響していると考えている。また、文化三年（一八〇六）に、佐賀藩儒古賀穀堂が著した『学政管見』という佐賀藩教育改革意見書で、医学教育については、蘭学の奨励、医学館の創設、遊学の制度化などの人材育成策を主張した。³⁶ これらを底流として医師需要の高まり、医学水準の向上への期待をうけ、藩による医師養成がすすめられ、天保五年の医学寮創立や安政五年の佐賀藩医学学校好生館創設と医学教育が準備され、展開したとみている。遊学がもたらす学問成果が、具体的にどのような小城藩にもたらされたのかは、史料不足もあり、明確に見えてこないのが課題であるが、それでも、一八世紀中後半からのゆるやかな蘭方医学への関心の高まりと、天保以降のシーボルト門人への修学、佐賀での島本良順を師とする伊東玄朴ら蘭方医の輩出、帰郷後の医師への医学稽古、幕末期、医学学校好生館を中心とする漢方医学禁止と西洋医学強制研修をみることでできた。

江戸時代前期は京都が医学の中心であり、一八世紀にはいると、江戸・大坂の発展により、その修業地も多様になった。佐賀においては、長崎警

備の都合上、前期から長崎との関わりが強く、紅毛流医学のレベルだったとしても西洋医学への関心は高く、多くの門人が植林家、吉雄家等から外科を学び、小城藩へも定着した。

シーボルト来日以後、平井海蔵門の布上恕斎、高良斎門の江島宗達、伊東玄朴門の堤柳翠など、シーボルト門人に就学する小城藩出身者が増加した。

一代医という身分での武士から藩医への輩出の事例をもみることができ近世後期の医師の増加の一因をみることができた。藩医も武士身分であるとはいえ、やはり格式を重んずる佐賀藩において、文武で奉公すべき武士と医療で奉仕する医師では身分意識には大きな差異があった。しかし、幕末期における医師需要の高まりと下級武士の困窮は、そうした身分意識をも乗り越えざるを得ない変革の気運が生まれ、奉公の転換を余儀なくされたのであろう。一代医については別稿を用意したい。

漢方医学の禁止と好生館による西洋医学の強制研修に対し、多数であろう漢方医の表だった抵抗はみられず、名簿不提出とか好生館への不出席などの消極的不服従でしか対抗できなかったようである。幕末期佐賀藩にとって、西洋医学を含む西洋科学技術の導入は全藩をあげて取り組む事業であったからだろう。

残された課題も多い。藩費遊学や医業免札制度がどの程度全国的にみて特徴的なことなのか、他藩や他領との詳細な比較検討が必要である。遊学がもたらした学問成果や地域医療の実態をより把握する必要がある。また、諸藩における医学教育と医師養成システムをより広範なたちで検証する必要がある。

【註】

- (1) 竹下喜久男「山脇玄脩とその門人たち―取次人の動向を中心として―」、『日本近代の成立と展開 梅溪昇教授退官記念論文集』思文閣出版、一九八四所収。のち竹下喜久男『近世の学びと遊び』思文閣出版、二〇〇四所収。
 - (2) 海原亮「医療知識の移動と普及」、『ヒストリア』、二二三、二二〇八。
 - (3) 佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇〇九。
 - (4) (宝暦八年四月三日)「相良柳碩儀、外療為稽古長崎罷越居候処、稽古方相仕廻一昨夜致帰着候也」。
 - (5) 横尾長軒の医業は不明であるが、幕末の医業免札姓名簿にでる横尾家はほとんど内科なので、おそらく内科であろう。青木歳幸翻刻「医業免札姓名簿」、地域学歴史文化研究センター研究紀要三号、二〇〇九。
 - (6) 大園隆二郎「山領主馬とその時代(二)」、『新郷土』五月号。一九七八。
 - (7) 富永玄民は不明。嘉永四年の医業免札姓名簿には「富永逸哉、嘉永四年亥十二月十六日、外科、△右同(隠居)」とある。
 - (8) 吉田洋一「亀井南冥年譜考」(『比較文化研究』、久留米大学比較文化研究所、四二・四三号合冊、二〇〇九)によれば、亀井塾の医学門人については不明のことが多いとされる。
 - (9) 『京都の医学史』、思文閣出版、一九八〇、一三五七頁。
 - (10) 表二から、文政二年段階で、牟田素友は六六歳、外科、牟田素益、二三歳、外科で、ともに八戸に住み、佐野需(孺) 仙門人であることがわかる。
 - (11) 桑原隆朝如璋(安永四年没)のとき仙台藩医。如璋子隆朝純(延享元・一七四四〔文化七・一八一〇没〕―隆朝如則(安永六・一七七七生)―如弘(文化元・一八〇四生)と続く(関民子『只野真葛』吉川弘文館、二〇〇八、巻末年表)ので、石井祐順、原口宗興が学んだのは、隆朝如則と見られる。桑原家は伊能忠敬の三番目の妻のぶの実家。工藤平助の妻の実家で平助娘只野真葛の母方実家。二〇〇九年七月一二日洋学史学会佐藤賢一氏発表資料。
 - (12) 尾張名古屋の医師浅井貞庵(明和七・一七七〇〔文政一二・一八二九)の子浅井紫山(寛政九・一七七七〔安政七・一八六〇)は、昌平黉の古賀精里に学び、文政一〇年(一八二七)に尾張藩寄合医師となり、父貞庵のあとを継いで尾張医学館医師で子弟の育成にあたった。
 - (13) 浅井家史料は、北里研究所附属東洋医学総合研究所に委託されている。真柳誠
- (14) 『旧温知社遺品』《浅井家遺品》解説―東医研受託の近世漢方医学貴重資料―『矢数道明先生退任記念東洋医学論集』三〇三―三三二頁、北里研究所附属東洋医学総合研究所。
 - (15) 三河西尾の代々大庄屋家の平井家はシーボルト門人平井海蔵(文化六・一八〇九〔明治一六・一八八三)が出た。ライデン国立博物館標本室に平井海蔵標本帖四冊が残されている。彼の蘭学学習状況や業績は不明で、西尾の唯法寺に眠る。
 - (16) 姫路藩医渋谷長琢の養子修琢は、江戸遊学を許可されたが、地震で出発延期中に師事予定の師匠が亡くなり、改めて修行予定先を変更して遊学にでたものの、結局、修行先がみつからず、明石付近で徘徊するはめになり、連れ戻されて蟄居隠居を命ぜられた(竹下喜久男執筆「医師の活動」『姫路市史』二〇〇九、七一五―六頁)。
 - (17) 表二から文政二年には、前田元節四八歳、三省一八歳で、牛津新町居住だった。
 - (18) 山本四郎「小石元俊」吉川弘文館、一九六七。
 - (19) 渡辺庫輔『崎陽論攷』、親和銀行済美会、一九六四、深瀬泰旦『榊林宗建』、出門堂、二〇〇六には榊林栄斎は見えない。が、榊林家で当時、栄の字がついて活躍していたのは栄建である。
 - (20) 寺嶋栄作は京都東洞院御池南に住居していた眼科医師で、号春鹿、字典公。『平安人物志』の文政五年、文政十三年、天保九年版にある。『京都の医学史』、思文閣出版、一九八〇、七九三頁ほか。
 - (21) 皆川文伸「先生家色々東西聞合候へ共、南部船曳初其外、皆々被申候ハ先当時流行 新宮涼亭拔群之由にて其方へ被勸候、夫ユへ先入門相決」(『上京日記』)、石渡宗伯「西洋学者穿鑿強き族数多有之候へ共、当時治療之義は先づ新宮涼庭拔群のよし、何れも是方可然と被申候」と述べている。海原亮註(2) 論文所収。
 - (22) 青木歳幸「小城藩蘭方医研究―宮崎元益・元立、相良柳沢・柳逸―」(『地域学歴史文化研究センター研究紀要』二号、二〇〇八)。
 - (23) 片桐一男「蘭学、その江戸と北陸―大槻玄沢と長崎浩斎」(思文閣出版、一九九三)、二二五―三八頁。
 - (24) 副島廣之「勤王の先駆者横尾紫洋」、善本社二〇〇一。
 - (25) 野田新兵衛義、先達而今中風差出葉食不相通、先頃手形を以御達申上候末、猶又、療養相加候得共、病症二付而者何ら急ニ薬効相見不申、甚難洪之症ニ相成、快復

之程、難斗奉存候、以上

医師中島祐玄（下略）

(25) 古賀十二郎『西洋醫術傳來史』、形成社、一九七二、二三三頁。

(26) 吉川芳秋『医学・洋学・本草学者の研究・吉川吉秋著作集』八坂書房、一九九三、三二三頁。

(27) 天保十一年十月一日

一布上玄格分先達而左之通願出候所、願之通被仰付候、本人呼出、其段相談役川副又右衛門分相達願書付 私儀、年来小瘡相煩、有之療養相加候処、惣身ハ少々快方相成候得共、只今二者頭中ニ吹出、月代仕候義不相叶候条、惣髪ニ被仰付被下度奉願候、此段筋々被仰達可被下候、以上

子八月 布上玄格（下略）

(28) 呉秀三『シーボルト先生3その生涯及び功業』平凡社、一九六八、三七頁では、「(天保元年)徳島へ帰り」とある。福島義一『高良斎とその時代』、思文閣出版、一九九六、七五頁では、「天保元年三月二十五日居町払いの判決をうけ」、「天保二年五月長崎を去つて徳島へ帰藩」とあるので、本史料は判決から徳島帰藩までの高良斎の動向の欠を補う新史料ともいえる。

(29) 『京都の医学史 資料編』思文閣出版、一九八〇 五四頁。

(30) 青木歳幸「小城藩蘭方医研究―宮崎元益・元立、相良柳沢・柳逸」『地域学歴史文化研究センター研究紀要』二、二〇〇八。

(31) 伊東栄『伊東玄朴伝』玄文社、一九一六、所収「門人姓名録」。

(32) 天保四年二月四日に医者名替えの事として「一左之通名被為拝領之段御届申上候 淳伯事、村田道樹 宗与事原口養碩」とある。

(33) 弘化三年（一八四六）閏五月七日「おすが看病旁々罷越居候、松崎雲皓一人にてハ了簡不及候ニ付、小城医原口養碩申受度候ニ付、（中略）医者九ツ時着ス、雲皓申談、病症脾胃より出たる腫氣にて食物呑物再三相進め、飲食度々大ニ付、大麦小豆鉢の物を食として吉、扱又黄色なる癰症有身浮腫れたるイキル病ひハ土地ニ当り水土ニまけたるゆへ住所替へて薬用吉と申事にて薬法牛旦丸、又蘭薬チキリタリス丸薬ニ通、セン薬三通、大切なる病症と申事にて甚以困窮也」、『牛津乙宮社日記三』、小城市教育委員会、二〇〇七、二七―二八頁。

(34) 従来の六四二名という数は、酒井シヅ「佐賀藩の医学」『近代西洋文明との出会い』、思文閣出版、一九八九によるものだったが、青木歳幸「佐賀藩『医業免札姓

名簿』について」、「佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要」三号、二〇〇九で、全文翻刻し六四八名と確定した。

(35) 松田清「資料翻刻 小城鍋島文庫所蔵『人工体普録』」、佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要一号、二〇〇七、七八―一三四頁。

(36) 「(医者ノ学問ハ、段々遊学仰付ラレ、御取立コレアル事ナレトモ、御国ニテハ、医学館ナト云、屹タル稽古所ナク、宅々ノ会業テイノ事ナルユエ、稽古方思ワシク行届カヌ事多シ、遊学ニマイルトテモ御国ニテ、大抵下地ヲセサレハ、上手ニハナルマシキナリ（中略）、遊学ノ儀ハ学オコレアル人才ヲ見立、三年五年位ツツ、江戸上方諸国ニ遣サレタク（中略）何トソ御進メノタメ、一兩人々柄御エラヒ、サシコサレ度、金十五両、二十両ノ儀、少々ハ御手元ヨリモ、サシ出サルルヤウニアリタキ事ナリ」(古賀穀堂『学政管見』、鍋島報効会蔵、佐賀県立図書館寄託、『佐賀県教育史』第一巻資料編(一)、(佐賀県教育史編さん委員会、一九八九)、一六九―一八四頁)。

(佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授)